

市民科学通信

2024 年 4 月号

(通算 47 号)

2024 年 4 月 28 日 発行

発行: *NGO* 市民
科学京都研究所

事務局 E-mail :
sigemo.nao@gmail.com

目次

<映画感想&研究ノート>『オッペンハイマー』

- 我々はすべてを破壊した— 眞島正臣 . . 0 2
- 「個体的所有 その後」のその後 竹内真澄 . . 0 6
- 【共同討議】「個体的所有の再建」と協同組合
- 「論争」、その後の新たな次元の論争のために— 重本冬水 . . 0 8
- 「文化戦争」と「文化の大転換」 中村共一 . . 1 3
- 右派・極右の地滑りの勝利か
- 2025 年ドイツ連邦議会選挙の世論調査から— 照井日出喜 . . 2 1
- 賃労働と日常意識 (4) 小林一穂 . . 2 5
- 【論評】価値形態論と交換様式
- 資本の本質としての商人資本から協同組合論へ— 重本冬水 . . 3 0
- 人間はごくフツーに「鬼畜」となるのか 宮崎 昭 . . 3 4
- 人称と個体／個別者 竹内真澄 . . 3 9
- 自由民権運動と戦後民主主義 竹内真澄 . . 4 0
- 日高六郎氏を訪ねた日 竹内真澄 . . 4 2
- 近況短信：ファンタジーにある「老い」
- 団地タクシー奮闘記「あなたの乗車を断りたいのですが」の巻—⑪ . . 宮崎 昭 . . 4 3
- 就労支援とは 塩小路橋宅三 . . 4 6
- Drinks with the Cast 照井日出喜 . . 4 8

<映画感想&研究ノート>

『オッペンハイマー』 —我々はすべてを破壊した—

眞島正臣

1, 「原爆の父」J・ロバート・オッペンハイマーの伝記映画

私の父親は、太平洋戦争の時代、兵役に召集され広島海兵隊に所属していた。被爆の日には命令により、呉市の海田の町におらず、山の方へ行かされたらしい。偶然、原爆被害に逢わず、終戦後、大阪へ帰省した。私たちにとっては、原爆投下は生涯かけた関心事であったが、追跡を怠り、「広島平和記念資料館」や父の従軍した海兵隊跡を訪ねるにとどまっていた。数十年前のことだ。

映画『オッペンハイマー』は、原爆開発の奥の奥まで連れて行ってくれた。目から鱗の出来事であった。アメリカはコトラーによるマーケティング戦略という学問を生み出した尊敬する国であると共に、原爆を投下した加害国という意識は離れない。ここまで、明瞭な怒り意識を持ちながら、勉強不足というしかないが、映画の原作となった伝記は、2006年ピューリッサー賞を受賞している。その頃に関心が持続しておれば、早い時期に情報は得られたはずである。

3時間の映画は、原爆開発をビジネスの成功物語のように描いたアメリカ陸軍工兵隊の極秘プロジェクト「マンハッタン計画」という、オッペンハイマーがロスアモス研究所にて、指揮し、推進する前半から投下実験に至る第一部。原爆開発の成功により「原爆の父」と称えられる第二部。講演会会場へ集まった市民が、床で靴を鳴らして称賛する恐怖のようなクライマックスがあった。日本人は、耳を塞ぎたくなる場面である。この後、トルーマン大統領と面会する場面があり。「私は手を汚した」とオッペンハイマーが嘆くと、トルーマン大統領は、「これからの責任は政治家が取る」という。鴈模開発の驚異的な影響力を実感し、大戦後、水爆反対の意思表明をしたオッペンハイマーが原子力委員会で審問され、公職追放される第三部。アメリカ原子力委員会の委員長でアメリカ海軍将校らの集団対話劇の白熱ぶりが感じられるのだが、当時のアメリカの赤狩りの傾向から共産党員だとか、スパイだとかの疑いを掛けられる。これはのちに名誉回復される。ラストは、プリントン高等研究所で同僚だったノーベル賞受賞者のアインSTEINと池の傍で話し合うシーンである。20年前からこの映画の準備を始めたというクリストファー・ノーラン監督は「地球を破壊する可能性を完全に排除できていないにもかかわらず、ボタンを押した」というマンハッタン計画の矛盾を、前作「TENET テネット」の中でも発言している。（「オッペンハイマー」映画のスペクタクル 濃密な歴史描写の原作全3巻 違いを読み解いた）

<https://news.yahoo.co.jp/articles/5a991a233e4440b6cd17bd7b49b275071a04b85fhttps>）という映画製作の動機からオッペンハイマーに、「我々はすべてを破壊した」というセリフを語らせている。

2, 一人称で語らせ主観部分はカラー、客観部分はモノクロ映像



オッペンハイマー映像 #ec5bcd6d2fe84c764d5a4a9c2c344759)

1945年7月16日、人類初の核実験トリニティ実験を行った物理学者ロバート・オッペンハイマー(1904～67年)の生涯を描くにあたり、「オッペンハイマーの視点で進行するパートをカラーで、彼を弾劾するアメリカ原子力委員会委員長ルイス・ローレンスの視点をモノクロで描いた2本のシークエンスを交差させ3時間の長尺を」(『オッペンハイマー』は“主観”の映画だ ノーランが我々に自覚させる人間の“脆さ” 文長内那由多) <https://realsound.jp/movie/2024/04/post-1625183.2.html> 維持できたという評者の読みもある。モノクロの原子力委員会の諮問会場面は、裁判劇のように緊迫した対話が交わされ、参加メンバーに扮した俳優が密度高く並ぶのは、圧巻であった。尋問されるオッペンハイマーと妻のキティがカラーであったりする。あまりにも誤解の多い理不尽な質問が繰り返されるので、観客も主人公側に立ち、熱くなった。国家を傘に着た「いじめ」ではないかと感じるのである。現代のアメリカの焦りのような気もしたのである。カラーの方は、オッペンハイマーの個人生活を描く部分で、多く挿入された。彼の協力者として活動してくれる弟のフランク・オッペンマイヤーは、放射線研究のバックグラウンドを持つ素粒子物理学者で、手堅い役割を果たす。妻のキティは、夫のオッペンハイマーを励まし続けた。長く精算できず、変死した恋人ジーン・タトロックの死体に泣き崩れるオッペンハイマーの弱さを叱咤し、道半ばで、「マンハッタン計画」を放り出すのかとたしなめた。原爆開発の過程にある現場に人間的なエピソードが登場し、観客の一人である私などは、物理学者も人間だと映画を見たのである。トリニティ実験と同時進行で対話される、「ドイツのヒトラーが自殺したから、戦争をまだ辞めない日本に原爆を投下しよう」とよくよく議論もされず決定される場面は、なんと軽いのだと怒りを覚えた。何もかも日本人の立場で感情的に見るのは止めようと映画館に入った。日本人の立場で見るのを止められなかった。こだわり場面が次に来た。前出で引用した長内那由多の主観的な見方をする部分があるので引用する。「原爆の父」オッペンハイマーを称賛する聴衆の前に立つ場面である。万国旗のカラフルな映像を背にして、靴を鳴らしオーベーションを受ける。日本人としては、いたたまれない。「原爆投下の成功と終戦に沸く聴衆の前に立ったオッペンハイマーは、眼前の人々が熱線に焼かれていくさまを幻視する。歓声が耳をつんざく阿鼻叫喚の断末魔へと変形する光景はノーラン映画技術の到達点とも言える演出だ。しかし理論家であるに加え、人類史上最大の実験を成功させた科学者でありながら、それでもなおオッペンハイマーのヴィジョンはここ日本に暮らす一観客の筆者にとって生ぬるいとすら思えた。」(前出「『オッペンハイマー』は“主観”の映画だ ノーランが我々に自覚させる人間の“脆さ”」)より考

えると、核は、日本人を狙ったというより、あまねく、全人類を破滅に陥れると危惧したという監督の描きかたである。

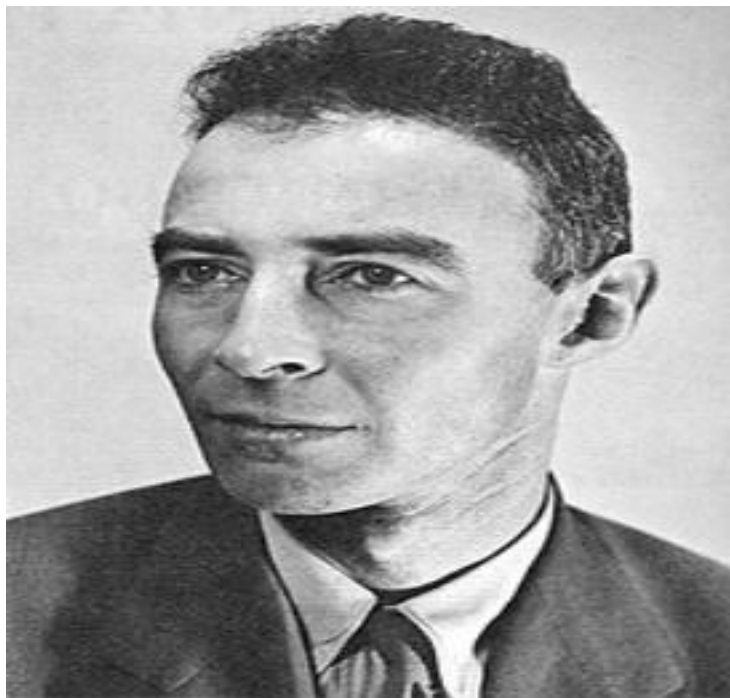
3、広島、長崎の被爆の事実を描かなくていいのかという批判

映画『オッペンハイマー』に二つの批判ポイントがある。(1)は、広島、長崎の被爆の惨状を描いていないという不満である。(2)は、日本への原爆投下は、戦争を終わらせるのに本当に必要だったのかという根底からの討議がなされないままに映画づくりがなされているという批判である。(1)について日本の映画監督には、広島、長崎の被爆の惨事を描いていないが納得できるという人が多い。私は、日本の映画監督らの意見と同じである。(2)に対する批判は、広島、長崎の被爆地での試写会を見た市民から出た意見ではなく、アメリカのジャーナリズムからも出ている批判である。「原爆の父の物語でありながら、その原爆の被害にあった日本人が映画内にまったく出てこないのはどうなのか」との指摘もある。アメリカによる広島と長崎への原爆投下は、戦争を終わらせるのに本当に必要だったのかーという、原爆後の戦後史において「最も重要な議論に対峙していない」と、米誌「マザー・ジョーンズ」はノーランを批判している。（「原爆の父の物語なのに日本人が出てこない」のはなぜ？

<https://courrier.jp/news/archives/333666/>)

映画を見ての状況判断であるが、世界における原爆開発は、ソビエトとアメリカで競合状態にあり、ドイツのナチス撲滅を目標としながら開発が進行していったというドラマ上の筋書きであった。「ヒットラーが自殺した」という日常的な対話の後に、それでは、戦争を止めない日本が実験対象だというセリフの順序になっていった。日本人の観客としては、感情的かもしれないが軽く扱われている日本国という印象を受けた。二つの批判ポイントを挙げたが、アメリカの原爆観を反映するものだとも思うので、これから議論を深める宿題にするという気持ちである。

4, 2 1 世紀の世界に通じる二つの『オッペンマイハー』論



ウィキペディアより引用。実像。

(1) 藤原帰一の意見

「キャッチ！世界のトップニュース」で2024年3月13日に放送された内容から考察する。「被爆国の視点は、アメリカの核の恐怖とは違う」と考える。「また大量殺りくが起ころうかも知れない、また戦争になるかも知れないという具体的な恐怖として語られて来た」と見る。「1954年にビキニ環礁で水爆実験があり、この水爆実験で大変な恐怖が日本に広がった。それがあったからこそ最初のゴジラ映画が作られました。最近公開された『ゴジラー1.0』という作品は、最初の『ゴジラ』に戻るかのような、第二次世界大戦における民間人の犠牲、生き残った者の抱える罪悪感、そして、核実験によって変異したゴジラが登場します。ここでは、原爆で戦争が終わったのではなく、原爆が新しい時代を開いたという恐怖が、現実にもまた人が殺されるかもしれないという恐怖と結び付いて描かれているんですね。」という『オッペンハイマー』に関する映画評である。

(2) 元産経新聞ロンドン支局長木村正人の意見

『オッペンハイマー』を論題にして、アメリカ、欧州、ロシア、ウクライナの核戦争の行方に連結させる映画評というより、むしろ現代の核使用ともいうべき論文をネットに提供している。「『オッペンハイマー』を観て考えた、広島・長崎の経験は「後世の核使用の抑止になった」と肯定的にとらえられるか」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0eef0fed429a015db426b98cf1471bce65906ffc?page=3>

木村正人の論は、『オッペンハイマー』に始まる原爆開発が、21世紀の現在に繋がり、恐怖を継続させていることの論考証明をしている。

「オッペンハイマーが抱えた葛藤と不条理こそが最悪シナリオを防ぐ「残酷な均衡」の原点と言えるだろう。」という映画との結び付けを結論に述べている。

「英国の戦略研究の第一人者、キングス・カレッジ・ロンドンのローレンス・フリードマン名誉教授は有料ブログに「核抑止は倫理的かつ合法か」（3月24日付）と題して投稿し「大量死をもたらすことが邪悪なことではないとどうして言えるのか」という究極の問いを検証している。第二次大戦では戦闘員と非戦闘員の区別は着実に失われていった。民間人も空襲などさまざまな形で命を落とした。広島と長崎への原爆投下でそれは頂点に達した。1945年3月の東京大空襲は大戦で最も死者を出した空襲だったとフリードマン氏は指摘する。」

映画『オッペンマイハー』をきっかけに「核問題」が浮上して来たことが確認される二人の意見である。今回の映画作品についての議論は尽きない。

(まじま まさおみ)

「個体的所有 その後」のその後

竹内 真澄

去る4月14日の第23回市民科学研究会で、拙論「個体的所有 その後」『唯物論研究年誌』第28号、2023の報告の場をあたえていただいた。

私は、学部にはいった頃に平田清明『市民社会と社会主義』1969に多くを学んだ。以来、蝸牛の歩みで、平田をめぐる当時の論争で誰も触れなかった点を自分なりに調べて、納得するところまで書いたが、50年かかった。実に奥手であると苦笑する。

拙論はおおきく二つの部分からなる。第一は、エンゲルスとデューリングの論争である。エンゲルスは善意でマルクスを擁護したのであるが、実は『資本論』とは違う、あらぬ方向で社会主義を定義した。それによると、社会主義とは生産手段の社会的所有であり、生活手段の個人的所有である。このばあいの「個人的所有」は後になると「私的所有」と同義とされたので、マルクスががらんと言いたかった「生産手段の個体的所有」の意味が消えてしまった。ここには、レーニン、毛沢東、ヨーロッパ社会主義、日本の正統派マルクス主義がずらりと関与する。あえて踏み込むと、日本共産党の現綱領の「生産手段の社会化」という規定は、内容的には「国家的所有」を指し、この系譜である。自主管理的または自治的社会主義という理念が希薄化されるか、もしくは排除される。

第二は、レーニンが「私的」と「個体的」の区別が無頓着であったことから派生した政治的な問題である。私的な労働者は個々に労働力を売るので、買い集められた労働力は資本の専制のもとに結合される。これがコンビネーションである。構想と実行の分離の下に置かれた労働者は「労働の社会化」の資本主義的形態を、そのままにうけついで社会主義に移行できない。というよりも、コンビネーションをアソシエーションに転換することそれじたいを課題に掲げて日々実践することが革命過程の本質である。この過程で、個別的労働者は個体的生産者へ、いわば実体的に転換しなければならない。変革主体の主体変革である。それを支援し、育て、励ますのが革命政党の役割である。ところが、レーニンには、残念ながら、労働の社会化をいかにしてコンビネーションからアソシエーションに転換するかの議論がない。ないというのは語弊があるが、レーニンには「個体的所有」を引いた箇所がないこと、また、資本主義的協業があたかもそのまま社会主義の物質的基盤の成熟であるかのように「労働が完全に社会化」されるといった把握があることから、ソビエト共産党は資本主義的協業が生み出す「組織された労働者」をやすやすと利用して社会主義建設ができるとみていたようなのだ。このために、資本主義的協業のコンビネーション的性格が党の内部にそのまま導入されてしまう。この結果、ソ連共産党はコンビネーションの党になってしまう。資本の専制は上記の主体変革を絶えず阻止してきたのであるが、党自体がコンビネーション党になっている限り、共産党が資本の専制をうけついで独裁に傾くリスクを生まずにはおかない。当然それにたいする異議はでてくる。すると共産党は中央委員会の権限をつかって、異論を粛清し、除名や解任を繰り返す。政党の組織原理は「民主主義の徹底」で十分と思われるが、それが権限の異なる位階制をもち、インプットがたとえ民主的であっても、アウトプット(中央委員会の指導)が「専制的」になってしまうのは、組織論の問題もさることながら、根源的に言えばレーニン自身が資本主義的協業の専制をいかにして民主主義的協業へ転換していくかを主題化しなかったせいである。これまたあえて踏み込むと日本共産党の規約の民主集中制の規定は、コミンテルンの1920年大会の(ローザ・ルクセンブルク不在の)それを受けたものである。中国共産党の規約にはいまだに「個人を組織の上におかない」という条項があるけれども、組織というのは「みんな」のことではなくて、上層機関のことになってしまう。権力が上層に集中するのだから、末端は抑圧されてしまう。

こうして、第一の議論と第二の議論はつながっている。すなわち、私的／個体的、コンビネーション／アソ

シエーション、生産手段の国家的所有／生産手段の個体的所有は、それぞれ対概念なのだが、19世紀末から1991年までの20世紀マルクス主義は、このような概念的区別を知らず、私的労働、コンビネーション、生産手段の国家的所有を温存したり、それを目標に掲げたりもしたのである。

理論的な問題として私が執筆後ますます自覚しつつあるのは、公私二元論と労資二元論の関わりの問題である。初期マルクスは、ずっと公私二元論の止揚を追求した。なぜならば、公私二元論を樹立するのが近代思想であったからだ。しかし、ホッブズからヘーゲルまでの西洋哲学の最高峰をもってしても、公私二元論をうみだすことはできても、止揚することはできない。そこまで行ったとき、マルクスは『ヘーゲル法哲学批判序説』を転換点として「私」の内部構造、すなわち、市民社会の経済的構造の経済学批判の仕事にとりかかる。これが労資二元論の解明であり、『資本論』に結実した。

公私二元論は商品論を基軸としており、労資二元論は剰余価値論を基軸としている。逆説的に言えば、剰余価値論が商品論を覆すカギとなる。『資本論』の読み方だが、商品論があって、次に剰余価値論が来る。だが、資本蓄積によって、商品論を覆す根拠が成熟すると読むべきである。

マルクス主義というのは、その真実の意味においては、公私二元論を労資二元論で乗り越えるものである。というのは、いったん私人化した労働者が「個別的労働者」としてコンビネーションを織りなすことが、不思議なことに資本の「私的空間」に溜まるからだ。私的空間はますます、事実上の社会的空間となる。しかし、それでもなお「私的空間」であり、「関係者以外立ち入り禁止」の札は簡単には外れない。労働者の大群が、たえざる労働の社会化をつうじて、「資本の生産力」の敵対性に遭遇するたびに、歴史的な選択肢の前に臨むことは避けがたい。その選択肢とは、資本の専制を受容するのか、それとも、生産力の民主主義的編成に着手するのか、二択である。

「生産手段の個体的所有」とは、実は非常に抽象的なテーゼであって、あくまでも労資二元論の水準で、その極限として書かれている。だから、具体的にどういうものかと問われるとそれを議論することが現代人の使命であると言うほかはない。要点は、生産過程を資本が握るのか、それとも自由な諸個体となった元労働者たちが握るのか、である、ここをしっかりと把握しておかないと、全人民の名において、全人民の自治を排除する、社会主義という名前をもてあそぶ一党独裁国家が成立しうる。政治的独裁者はコンビネーションを維持して、資本家的管理を代行するのである。

実際に我々がかつて目にし、またいま現に目にしているのは、資本の管理から排除され、また国家を管理することからも排除された人々である。

こういつたからと言って私は、過渡的に国家的所有が状況と必要に応じてなんらかの機能を果たすことを認めないわけではない。しかし、個体的所有は、資本か労働かの抗争の帰結の論理水準において理解しなくてはならない。国家か市場かという論理水準は『資本論』には、工場立法の場合のような不可欠の場面だけである。原理上は国家はカッコにいれられている。

あえて国家のモメントを入れる場合は、限定条件が必要である。それは国家のリーダーをいつでも解任し、いつでも別のリーダーを生み出す権利、あるいはもっと言えば、ホッブズとロックが定式化した「ピープルの抵抗権、革命権」が天賦人権として人民に握られていることである。こうした条件は、近代ブルジョア社会の偉大な遺産である。ブルジョア民主主義を陵駕ができない程度の、か弱い民主主義を誇っている自称社会主義者どもを見て、ふたたびみたびマルクスは言う。「もしもかれらがマルクス主義者であるならば、私は一度たりともマルクス主義を信奉したことはない」と。

(たけうち ますみ)

【共同討議】「個体的所有の再建」と協同組合 —「論争」、その後の新たな次元の論争のために—

重本冬水

(1)

4月14日に開催されました第23回市民科学研究会での竹内真澄さんの「個体的所有、その後」（『唯物論研究年誌』28号、唯物論研究協会、2023年10月掲載稿）の報告を受けましたが、私は「個体的所有の再建」のこれまでの論争を取り上げ議論する意味を掴むことが出来ずに、今回の研究会に臨んでいました。私は「個体的所有とは、具体的には協同組合のことではないか」と発言しました。この発言に竹内さんからコメントはありませんでした。少しがっかりで残念な思いでした。

私の関心に引きつけば、「個体的所有の再建」を議論するなら「通信」前号の拙稿「協同組合と国際平和」の“その2”として述べたいという思いがあります。それは「個体的所有」から「協同組合」そして「国際平和」へとつなげたいという思いです。また、竹内さんの「個体的所有」論は中村共一さんの「市民の平和力」論（「平和力とは何か」、本「通信」46号）につながる議論でもあると思っています。「市民の平和力」は市民科学京都研究所の中心的課題ですがこのことは本稿では取り上げません。

ただ、竹内さんの言う「個体的所有が展望するものは、労働の世界的アソシエーション化である。それはもはや狭隘なナショナリズムと結びつく必要をもたないと同時に専制的で『超・中央集権主義』的な一切の理論と闘う現実的な武器となる」（前掲竹内稿136ページ、以下ページ数のみ記載）、また「将来に希望をもてるアソシエーション社会の創造の基礎は『個体的所有の再建』でありつづけている」（136）という主張は「市民の平和力」を考える時、「アソシエーション社会の創造」は重要と思います。

柄谷行人は「人類はいま、緊急に解決せねばならない課題に直面しています」として、戦争、環境破壊、経済的格差の三つをあげています（『世界共和国へ』岩波新書、2006年、224ページ）。柄谷がNAM（アソシエーション主義運動）を発足させたのは2000年であり、2021年には『ニュー・アソシエーション主義宣言』（作品社）が刊行されました。『市民の科学』11号と12号では柄谷特集が生まれ、竹内さんは11号で「個性性と単独性」を書きました。「アソシエーション社会の創造」は市民科学京都研究所の大きな研究課題のひとつです。「市民の平和力」は、「狭隘なナショナリズム」、専制的かつ中央集権的制度を超える「アソシエーション社会の創造」に基礎づけられなければならないと思います。

だがそもそも何故、竹内さんは「個体的所有」をめぐる論争を、現在、取り上げるのか。上記の主張も含め、いろいろと竹内さんなりの理由づけあるいは意味づけが書かれているのですが、論稿を読んだ時、私にはすぐに読み取れませんでした。また、竹内さんに応答する気持ちには至りませんでした。論争はこれまでたくさんありました。ベルリンの壁崩壊の直前である1989年10月刊行の季刊『窓』創刊号（特集；論争よ、起これ！）には「アンケート・未完の論争」として40の論争が取り上げられていました。竹内さんは「大衆社会論争」、私は「管理の二重性論争」で掲載されました。高島善哉は「イデオロギー論争」、藤井一行は「民主集中制論争」、廣松渉は「ルービン-コーン論争」、伊藤誠は「現代社会主義論争」でした。40の論争の中に「個体的所有論争」はなく、また「個体的所有」という用語を見い出せません。

学生時代の私は「科学の階級性をめぐる討論」および「安全性をめぐる論争」、大学院時代

の「管理（あるいは使用価値）の二重性論争」、とりわけ「マルクス—ヴェーバー論争」は私の修論テーマの核心的内容でした。この核心は今も変わりません。季刊『窓』の最終号（22号、1994年12月）は特集「回避される論争」でした。私は、これらの論争それ自体を、現在、取り上げることはありません。竹内さんが「個体的所有 その後」を書かれたことに、なぜ今、「個体的所有 その後」の「議論」なのかとの思いがあります。「その後」の中身を含め、疑問は残ります。

本稿では【共同討議】「『個体的所有の再建』と協同組合」として書きます。ただその目的は「論争、その後」の「新たな次元の論争」のためにです。それは論争のあり方、つまり労働者・生活者を含めた市民的・実践的な論争のあり方です。30年前の「回避される論争」という問題提起は、私には「論争のあり方」への問いでもあったのです。論争は何故回避されるのかの問いです。市民科学京都研究所の課題は論争の社会化・実践化・市民化であると思っています。論点は正しいか誤りかあるいは是か非か以前の問題です。宮澤賢治の言葉を援用すれば、私には「職業科学者は一度亡びねばならぬ」と思われるのです。私は職業科学者ではなく市民科学者でありたい。では市民科学者とは何か？

（2）

「個体的所有の再建」とは「アソシエーション社会の創造」です。竹内さんは、「マルクスの『個体的所有』概念について」（113）において、この「再建」を、マルクスが1867年版で「資本主義時代の獲得物、自由な労働者の協業ならびに土地と労働そのものによって生産された生産諸手段とに対する彼らの共同所有 *Gemeineigentum*、の基礎のうえにである」（113）が、1883年版で「これは私的所有ではなくて、資本主義時代の獲得物、すなわち、協業、ならびに、土地と労働そのものによって生産された生産手段との共同占有 *Gemeinbesitz* の基礎のうえに、個体的所有を再建するのである」（113）と変更されたことに注目しています。

前者では、「生産諸手段とに対する共同所有 *Gemeineigentum*」の「基礎」から「再建」され、後者では、「生産手段との共同占有 *Gemeinbesitz*」の「基礎」から「再建」されと変更されていると竹内さんは指摘しています。

この変更は「再建」の理解を根本的にひっくり返すことになると言えます。「とに対する共同所有」の「基礎」からの再建と「との共同占有 *Gemeinbesitz*」の「基礎」からの再建の違いからです。私は後者への変更は誤ったマルクス理解から来ていると思います。

竹内さんは「マルクスは自営農民における労働主体の自由を重視する」と指摘しました（124）。また、「自営農民（小経営者）には存した労働主体の自由を人間がとりもどすことは可能だろうか。これが蓄積論の主題である。それは旧共同体—商品社会—高次共同体の史観では論じえないものである」（125）と指摘しました。「労働主体の自由」をどのように取りもどすのか。そして「マルクスの『個体的所有の再建』論は、今日の社会科学で共有されている近代世界システムの超克へと導くものなのである」（125）とします。ではどのように導くのか。この「どのように」こそ論争の的でなければならないのです。

さらに竹内さんは「資本の生産力」に言及します。国家によって市場を統制する社会主義論では「資本の生産力」の質を変えることはできない（127）とし、「個体的所有の再建」は協業と分業のあり方（労働の社会化）をアソシエーションへと質的に転換させ、個別者を個体へと転換させることによって生産諸力の質を変える（127）と述べています。ではどのように変えるのかが論争の的でなければならない。

これまでの「個体的所有の再建」論争の論点を竹内さんは三つ取り上げています。①「個体的所有」の所有対象は何か、②「個体」とは何か、③生産手段の共同「所有」と共同「占有」は区別できるかです（114）。

私がこれに答えるとすれば、①は「資本の生産力」（協業と分業のあり方、科学・技術のあ

り方など)、②は「自由な自営農民」を含む「自由な労働者・生活者(市民)」へ、③は明らかに区別できます。共同「所有」は協同組合、共同「占有」は株式会社と区別します。この①②③の三つは密接不可分な関係です。一つでも欠ければ「個体的所有の再建」は出来ません。

(3)

上記の論点③から冬水の「私論」に移ります。「個体的所有」論としての協同組合論です。それは社会主義論でもあります。マルクスは次のような社会主義像を描いています。

「共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体を考えてみよう」(『マルクス＝エンゲルス全集』第1巻、大月書店、1965年、105ページ)

この「自由な人々の結合体」を、柄谷は「アソシエーションニズム」の視点で捉えています(柄谷行人編著『可能なるコミュニズム』太田出版、2000年)。それは国家と資本を揚棄する「アソシエーションニズム」です。

柄谷は、国家と資本に対抗する運動原理を構想する上で、重要なのは、グローバリゼーションに対するローカリゼーションとしての LETS(地域循環型経済システム)の可能性を捉えることであるとし、さらには、このシステムを組織し運営する NPO(非営利組織)を市民セクターとして位置づけ、国家セクター、企業セクターに対するオルターナティブとして組織的・制度的に具体化することであるとしています。また、この立場から、資本と国家に対する運動原理を構想しています。ここでの市民セクターを組織的・制度的に位置づけること、そこでの具体化・実践化はマネジメントの課題です。マルクスは「フランスにおける内乱」で次のように述べています。

「もし協同組合の連合体が一つの協同計画にもとづいて全国の生産を調整し、こうしてそれを自分の統制のもとにおき、資本主義的生産の宿命である不断の無政府状態と周期的痙攣を終わらせるべきものとすれば一諸君、それこそは共産主義、『可能な』共産主義でなくてなんであらうか！」(前掲『全集』第17巻、1966年、319～320ページ)。

ここでの「生産を調整し」、「自分の統制のもとにおき」は、まさにマネジメントの課題です。もちろんこの課題は国家統制ではありません。また、ここでの「協同組合の連合体」は、「個別性のつながりとしてのネットワーク」として捉えたいと思います。このネットワークは、個人レベル、組織レベルにおける相互の「個別性」のつながりそのもののなのです。

柄谷は、「90年以後、私は単なる資本主義批判ではなく、それを克服するための何か積極的な方法と論理的根拠を模索していたのである」(前掲『可能なるコミュニズム』8ページ)と述べ、上記のマルクスの言葉を次のように捉え直しています。

「マルクスがいうコミュニズムとは、アソシエーションニズムのことである。つまり、生産者－消費者協同組合のグローバルなアソシエーションによって、資本と国家を揚棄することである。いうまでもなく、それは、コミュニズムを国家的統制だと見なす通念とは全く無縁である」(同上9ページ)。

柄谷は、コミュニズムは単に経済的な問題ではなく倫理的な課題の追求であるが、経済的基盤なしの倫理は空疎であると述べます。そして、資本の自己増殖運動 $G-W-G'$ を止める方法としての消費者－生産者の協同組合の必要性を提起します(同上10ページ)。また、その課題を担う具体的事例として、「貨幣・信用を超えるメディア」としての「LETS(Local Exchange Trading System)＝地域交換取引制度」を位置づけています。だが、他方において、協同組合がいかに浸透しても資本の自己増殖の運動を止めることはできず、結局、資本に吸収されてしまうほかないだろうとも述べています(同上10ページ)。資本の自己増殖を止めるには、「資本に対抗する運動が資本の運動の内部でなされなければならない」(同上10ページ)と述べます。この「資本の内部」でなされることが、協同組合をベースにした「資本主義をマネジメントす

る」ことなのです。だが、それには同時に政治的課題があるのです。

(4)

賀川豊彦は今から 85 年も前に「協同組合国家」の構想を提唱しました。賀川は、第一次大戦後のイギリスでのギルド社会主義の運動の失敗にふれ、そこでは生産者のギルド運動が過度に強調されていることを指摘し、ギルド国家運動が強力なものになる場合は、「貨幣流通の社会化から始まり、そして生命保険へ、そこから医療、公益事業、消費、販売、そして生産へと広がっていったらう」（賀川豊彦『友愛の政治経済学』（日本生活協同組合連合会出版部、2009 年、128 ページ、以下ページ数のみ記載）と述べています。さらに「**もしこのプロセスを逆にすれば**、失敗に終わることはほぼ間違いない」（128）とも述べ、「貨幣流通の社会化」を強調しています。

では、賀川の協同組合国家の構想とはどのようなものであったのか。それは国家統治機関の立法権のところに大きな特徴があります。産業議会と社会議会の二院制をとっています。産業議会は協同組合連盟および労働組合連合からの議員によって構成されます。協同組合連盟は、健康・保険協同組合、生産者協同組合、信用協同組合、共済協同組合（教育、職業、社会福祉）、消費協同組合などです。そして労働者の権利を保護する労働組合連合です。産業議会の特徴を賀川は次のように述べています。

「産業議会の最大の問題は、資本主義の下で開発されてきた巨大な生産諸組織をいかにして協同組合の管理下に移すかを考えることであろう。各種協同組合が調整され一つの連盟に組み入れられるならば、国は紙幣を無利子で信用組合に貸し、このようにして連盟が国の主要産業をすべて買い取ることができるようにすることもできよう」（132～133）。

この買い取りによって、協同組合国家は暴力的な没収に頼ることなく、「資本家たちに静かに退場する機会が与えられる」（133）ことになる。産業議会の最大の問題は「私有の制度を協同組合所有の制度へ移していく方法」としています(133)。産業議会(下院)は、税金、国営事業との関係、私的所有権、協同組合制度、関連経済施策の立法を扱い、社会議会(上院)は、宗教・思想・教育、倫理・芸術・慣習、外交、社会問題、軍事・警察、国営事業、国家事業の立法を扱うとしています(133)。両議会は相互に批判と調整が行われます。

こうした協同組合国家を創っていくには、非営利の経済運動を絶えず育成していかなければならないと賀川は述べ、「国民の大半が各種の協同組合の組合員になったとき、公然と産業民主主義の旗印を掲げて、資本主義体制を認めている今日の社会民主主義を改造し、社会政治機構のすべてを協同組合へと変換していくことが期待できるようになるであろう」（142）としています。「社会政治機構のすべてを協同組合へと変換していく」、これは「個体的所有の再建」です。

「個体的所有の再建」は協同組合的経営の実現であり、それは新自由主義化(株式・債券化、金融化、利益配当が目的で制限なし)に抗した「社会協同体化」(共同化・互助化が目的、利益配当制限あり)です。またそれは、平和構築の基礎・土台の再建であり、その経営、つまり社会的な不平等、環境破壊、貧困、抑圧などを排除する再建であり、その経営です。

(5)

最後に、本稿（1）で紹介しました「管理の二重性論争」は私が 40 歳（四十にして惑わず）になった頃、研究の惑いの中で意気込んで書いた文章です（以下）。39 歳で命を奪われた秋水絶筆にある「千古惟應意氣存」（人生への意気を捨てぬことこそ、古今を通じて大切なのだ）というような気持ちであったかもしれません（拙稿「秋水の絶筆」、「市民科学通信」14 号所収を参照）。その時から 35 年が経ちましたが「人生への意気」を捨てないようと思っています。亡くなられて早一年半が過ぎようとしています。篠原三郎先生からの叱咤激励が今も聞こえてきます。

「この論争は篠原三郎氏の『管理の二重性論』（1973 年）に端を発した。資本主義的管理を社会的労働過程のもつ一般的機能と搾取・抑圧という歴史的機能として分離する通説の史的唯物論解釈に氏は批判を加えた。労働過程、使用価値そのもののもつ歴史的格づけの必要、つまり価値増殖過程による外からの格づけという規定が問題とされた。一般的具體性（例えば使用価値）そのもののもつ歴史的質の変革をとおして資本主義を変革し社会主義を展望しうることを私は学んだ。一般的具體性そのものを免罪し、歴史的・抽象的質としての搾取・抑圧機能のみを批判する通説はこの実践的課題からみて極めて不十分である。つまり人間は歴史的・抽象的質だけでは動かない。“使用価値とは何か”、“労働手段とは何か”の具体的問いと変革・展望の課題を通説は依然として設定しえていない。現代社会の変革・展望という視角から二重性論争を再検討することが今日鋭く求められている」（前掲『窓』創刊号 142 ページ）。

「具体的問いと変革・展望の課題をめぐる論争」を、「その後」の新たな次元の論争とした。ただ過去にはこのような論争のあり方もありましたので「論争の再建」でもあるかもしれません。篠原三郎先生の「管理の二重性論」からの私の学びの核心はこのことに尽きます。今も「未完の論争」です。

（しげもと とうすい）

注記；本稿の（3）は以下の1）の拙著の「おわりに」（「資本の内部」でなされるマネジメント）において、また本稿の（4）は以下の4）の拙稿において論じています。

主な関連拙著/稿

- 1）重本直利『もしマルクスがドラッカーを読んだら資本主義をどうマネジメントするだろう』かもがわ出版、2012 年 12 月。
- 2）重本直利「先祖株組合」、『ディーセント・マネジメント研究』晃洋書房、2015 年 3 月所収。
- 3）重本直利「社会運動と協同組合」、同上書所収。
- 4）重本直利「協同組合国家の構想」、『市民の科学』11 号、2021 年 1 月所収。
- 5）重本直利「『戦争と平和』をめぐる国家と市民」、「市民科学通信」42 号、2023 年 11 月所収。
- 6）重本直利「『平和経営学』（Peace Management）に向けて」、「市民科学通信」45 号、2024 年 2 月所収。
- 7）重本直利「協同組合と国際平和」、「市民科学通信」46 号、2024 年 3 月所収。



「文化戦争」と「文化の大転換」

中村共一

- 1 文化の差別をめぐって ——熊本理沙さんの報告から
- 2 「文化戦争」は国民国家の「内戦」にすぎないのか
- 3 もう一つのオルタナティブ——「文化の大転換」

1 文化の差別をめぐって ——熊本理沙さんの報告から

第23回市民科学研究会(2024年4月14日)で熊本理沙さんの報告「学問の自由をめぐる米国の闘い——ブラック・スタディーズへの反動」を聞く機会をえました。アメリカでの実地調査をベースに、教育分野を中心として、近年の「ブラック・スタディーズの反動」が具体的に紹介され、その闘いの様相を明らかにする“ホット”なものでした。

この「反動」は、1980年代以降の「ブラック・スタディーズ」(批判的人種理論 CRT)にもとづく対抗運動に反応したものです。アメリカでは、1960年代の「対抗文化」(公民権運動、女性解放運動、ベトナム反戦運動、環境運動など)を経験しつつ、1980年代以降、「文化的多様性」の「承認」(権利)を求めて、白人至上主義アメリカにある人種差別・性差別を解決していこうとする「多文化主義」的な運動が展開されてきました。とりわけ、教育分野では、「批判的人種理論 CRT」が中心的な役割を担い、「多文化主義」的な運動をすすめる、制度的な改善がはかられてきました。しかし、その運動に対し、アメリカの国民的なアイデンティティを破壊するものとして反発する「反動」が起こってきたのです。これは、現在に至るまで続き、近年さらに激しさを増しているものでもあります。

熊本さんの報告は、対抗的な運動に対する近年の「反動」を批判的に捉えていくことによって、日本社会における「反動」を超える手がかりをえようとするものです。ですので熊本さんの眼は、研究者の眼というより、市民活動家のものです。今日における様々な差別をいかに解決していくのかといった実践的な課題に向けられているのです。したがって、報告の内容は、今日のアメリカ社会において、「反動」攻勢を受ける「批判的人種理論とその運動」を評価したうえで(1・2節)、さまざまな「反動」の局面を明らかにしていくものとなりました。ここでは詳細に紹介することはできませんが、3節以後の節タイトルをあげておきます。これだけでも、熊本さんの熱い闘争心が伝わってくるように思えます。

「3, The New York Times のベストセラーと The New York Times のプロジェクト」

「4, BLM 運動に参加した若者の多様性と連帯、ブラック・スタディーズに対する若者の知的関心」「5, Black Lives Matter (2020 年)を契機とするバックラッシュ」

「6, 禁書の動き、学校選択制」

「7, 高等教育への政治介入」

「8, アフリカン・アメリカン・スタディーズ／ブラック・スタディーズ」

「9, 反白人、反愛国主義、共産主義、マルクス主義」

「10, 歴史、法律、アカデミズムにおけるナラティブをめぐるせめぎあい」

「11, 投票権と社会運動の規制」

このように、アメリカの「反動」がいかに激しく、強圧的に行われているか。想像するだけでも、怒りがこみ上がるほどです。詳細は、この報告のベースとなっている熊本理沙論文「人種的正義をめざす教育と研究への反動——反人種主義教育とブラック・スタディーズを守り抜くための抵抗」（人権問題研究所紀要〔38〕, 2024年3月）をご覧ください。また、この報告では、近年の「トランプ現象」が、アメリカの各州・各地域にわたる「文化政治」（「反動」）に支えられており、アメリカの「社会の分断」の根深さまでも伝わってきました。

そして最後の「12, 日本との共通性」では、安全保障関連法案、人権擁護法案、夫婦別姓制度、外国人参政権、LGBT理解増進法といった政治動向と関連させながら、「歴史、法律、市民、国家をめぐる社会的価値、歴史的枠組み、理論的实践、哲学的問いの『対立』が、人権や反差別の領域において現れている」として、アメリカとの「共通性」を確認しつつ、日本の市民運動に「その受け皿があるか」という「問いかけ」で結ばれています。たしかに、今日の日本では、アメリカのような激しい市民的な「せめぎあい」（反動に対する抵抗）が弱体し、「ハラスメント」「同調」「自閉」「暴力」といった「ゆがみ」ばかりが目につきます。

であればこそ、1980年代以降のアメリカにおける「抵抗と反動」——これを本稿では「文化戦争」として受けとめておきます——を真摯に受け止めていく必要があります。とはいえ、私たちは、アメリカ人ではありません。両国ばかりでなく、両国を越える「共通性」を踏まえて、この「文化戦争」を理解しなければなりません。熊本報告の「結論」は、普遍的な市民科学のテーマとしてあるものと受けとめたくあります。この点を抜きに更なる「対抗」運動の展望はえられないでしょう。そのためにも「文化戦争」の歴史的意味を、社会構造的に明らかにしていく必要があるように思います。

節を代え、アメリカの「文化戦争」が日本においていかに受けとめられているのか、垣間みていくことにします。

2 「文化戦争」は国民国家の「内戦」にすぎないのか

「文化戦争」は、一般的には、「文化戦争が性のさまざまなあり方や移民文化がもたらす人種、宗教、出自の多様性を巡って展開された」ものであり、「文化戦争における社会的・政治的な二極化は、文化の多様性が顕在化するアメリカにおいて、真正なるアメリカ人とアメリカ的価値とは何か賭けられたアイデンティティ闘争でもあった」¹とみなされているようです。

しかし、こうした把握自体が、ある種の政治性を孕んだものではないか。市民的な観点からすれば、「文化戦争」はたんなる「文化多様性」の差異問題ではなく、性・人種・宗教・民族などの多様性が差別・抑圧されている差別問題としてあり、性や移民といったマイノリティ文化の自由・平等の実現が根本的な論点となっています。しかも、その差別の克服が、権利としての「承認」に関わるものだけに、国民国家の基盤を形づける「国民文化」のあり方に「再審」を突き付けていくことになり、国民国家の法治体制を動揺させながら、国民国家のあり方を問う「戦争」ともなっています。したがって、一方では、「アメリカとは何か」といった、国民国家のあり方が根本的に問われてくると同時に、他方では、国民国家の理念——自由・平等・博愛——にもかかわらず、国民の同一性（アイデンティティ）とは異なった文化的差異が差別問題化してくることになります。とはいえ、市民的な立場からすれば、後者に出発点に置きつつ、人間諸個人の自由といった観点から、それらの問題が追求されるべきでしょう。

しかし、日本の「文化戦争」の受け止め方は、もっぱら前者にあるように見受けられます。

たとえば、「文化戦争」の理論的な特徴をあらわす「多文化主義」論争は、「激しい論争」となってきました。この論争を整理した代表的論者の一人である油井大三郎さんは、「一九九〇年代に入って表面化する多文化主義論争はこの「文化戦争」の延長上にあった」²と位置づけ、多岐にわたる「多文化主義論争」を明快に整理され、そこでのメイン・テーマを明らかにされています。その「受け止め方」は、論争の具体的な整理というより、この論争の設定の仕方（スタンス）にみることができます。

油井さんは、「アメリカの多文化主義」に焦点を当て、この論争を捉えられていくのですが、その視点は、

「多文化主義を国民意識の変容の問題に関連づけて論争的に分析しようとする」³ものと明言され、「国民意識の変容の問題」³として整理されていくのです。したがって、「多文化主義」は、単一の「公的文化」(国民文化)を「複数」(多様化)するものと位置づけ、そのかぎりで論点が整理されていくものとなっています。たとえば、『グローバリゼーション』との多文化主義の関連ではむしろ『脱国民文化』の側面さえあるにもかかわらず、この点も「国民国家間のそれ(「多文化性」)」⁴と捉えられていくのです。「多文化主義」は、あくまでも国民国家の枠内——「グローバル、ナショナル、ローカル＝エスニックという三相の連関」⁵——において検討され、結局のところ、「国民統合」の再編問題としてまとめられていくにすぎないのです。

これは、油井さんの個人的な関心から「多文化主義論争」の成果を掴みとろうとするものであって、僕との関心とは異なっているだけで、とやかく言う筋合いのものではないかもしれません。しかし、この問題の立て方は、「日本とは何か」(ナショナリズム)に通じていく問題の捉え方であり、日本の「文化戦争」の一角となっていく「多文化主義」論となるならば、無関心ではいられません。そしてまた、「法的には平等でも、経済的・社会的には不平等である現実が多文化主義という新しい実験に着手させた側面があるのであるが、果たして貧困問題が独自のエスニック文化の尊重によってどこまで解決するのかが問われている」⁶と国家政策の観点から多文化主義の「有効性」を批判されています。が、そもそも「多文化主義」における「アイデンティティの政治」は、国民国家を「補完」するものではなく、むしろ国民国家そのものを変革していくとする「問題性」のなかにあったのではないか、と思うのです。この点を見落とすとしたら、たんに「国民意識の変容の問題」として分析するにせよ、その分析は「多文化主義」に対する批判となり、すぐれて権力的・政治的な意味を帯びていくことになります。

「多文化主義」の運動は、1980年代以降ですが、その背景には、1970年代以降の、戦後世界のヘゲモニー国家であったアメリカの「経済衰退」がありました。アメリカは、資本過剰のなかで帝国主義的政策を展開し、国内的には「福祉国家」・「ネーション」を解体しながら国民統合を強め、対外的には、国際的な経済的・軍事的支配の再編成していくことになります。こうした事態は、しだいに激しさをまし、BRICS(ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国)の台頭とともに、軍事的な対立を強め、ウクライナ戦争、ガザ戦争に至っています⁷。このなかで、とりわけ「福祉国家」・「ネーション」を解体が、「多様な文化」を差別・抑圧をもたらし、「多文化主義」の運動を生むことになります。その解体は、民営化・規制緩和による市場主義政策の強化、そして国民生活の全面的なビジネス(資本)化・市場化によって進行し、社会全体が「競争社会」と化していく。この全面的な競争によって、国民が分断——勝ち組・負け組が選別——され、国内の性・人種・宗教・民族における文化差別が生みだされてきたといえます。

したがって、多文化主義が、国家と国民の関係に限定して理解されたとすれば、現実から遊離した議論(イデオロギー)とならざるをえません。なぜ多文化主義の運動が生まれてくるのか。その理解は、社会を構造的に捉えていくことなしに、不可能ではないか、と思うからです。と同時に、この構造的な把握の仕方⁸は、多文化主義の運動の側にも、新たな問題を投げかけているようにも思います。というのも、「多文化」とは、性・人種・宗教・民族などのマイノリティの文化を問題化するものですが、そこで「文化差別」はやはり集合的な観点から捉えられていました。この集合的な差別の把握は、文化差別の広がりや深さをしめし、現実にも大きな運動を支える力となってきたものです。しかし、社会全体の「競争社会化」——経済的差別——は、性・人種・宗教・民族を個人的に差別化していく側面⁹があり、むしろこの側面の差別を優位させています。同じ性や人種においても、そのなかに別の差別が複合的にもちこまれているのです。ですので、たんに集合的な差別だけを問題とするならば、かえって個別的な差別を置き去りにしてしまします——個人文化の自由の抑圧——。したがって、構造的・経済的な視点は、「文化戦争」の各陣営に、新たな理論問題を提起するものといえます。

多文化主義の問題点と言えば、時間的にみると、それはそれで大きな問題を孕んでいるように思えます。多文化主義の運動は、国民文化と同様に近代の国民国家の枠内にあり、その限りで、アイデンティティを主張し、「承認」(権利)を求めるものです。この「承認」自体が、性や人種の差別を克服する一定の「成果」といえますが、同時に自ら、新たな差別に立つことにもなります。「承認」による制度化は、文化相

互の関係からすれば、特定の文化が「保護」され、「特権」的な地位を与えていくことになります。そこに、「逆差別」の問題が生じてくるのです。そしてまた、そもそも人間には、のちに触れるように肉体的な根源的差異はあるものの、性・人種・宗教・民族といった集合は歴史的な概念であり、永遠に固定したものとはいえません。それぞれ自体に、人為性があり、歴史性があるのではないか、と思います。したがって、文化を固定的に主張することは、かえって、それらの文化自体の自由を否定していくようにも思います。未来との関連では、この点が重要な問題としてあります。「文化の多様性」は、過去から現在の問題にとどまらず、現在から未来を考えていく場合には、市民における自由な「文化の多様性」の問題として提起されてくると思うのです。

3 もう一つのオルタナティブ——「文化の大転換」

テリー・イーグルトンは、「文化戦争」を「文化とは何か」を問い直すことによって、「もう一つのオルタナティブ」を提起しています。この提起は、「文化戦争」を理論的・実践的に乗り越えていくラディカルなものです。僕は、文化の未来は、この提起を受け、議論を深めていくべきだと考えています。この節では、紹介かたがたイーグルトンの理論を吟味していきたいと思います。

まずは、イーグルトンが、『文化とは何か』(原書 2000 年)において、「文化戦争」をどのように受け止めていたか見ておきます。

「文化戦争 culture wars」という言葉から連想するのは熾烈な戦いである。民衆派とエリートとの戦い、正典の擁護者と〈差異〉の信奉者との戦い、死に体の白人男性と不当に周辺化された人びととの戦い。だが、大文字の〈文化〉Culture と小文字の文化 culture との衝突は定義をめぐる戦いの次元をとうに超えて、グローバルな闘争となっている。それはアカデミックな論争にとどまらない、まさに現実の政治問題ともなっている。¹⁰

ここで「大文字の〈文化〉Culture」とは近代社会(国民国家)の「支配文化」を指し、「小文字の文化 culture」とはそれと対立する「多文化主義」の文化を意味しています。この二者の衝突が、「民衆派とエリートとの戦い、正典の擁護者と〈差異〉の信奉者との戦い、死に体の白人男性と不当に周辺化された人びととの戦い」を通じて「文化戦争」を形づくっているとイーグルトンは見なすのです。『文化とは何か』の第三章「カルチャー・ウォーズ」では、この「文化戦争」の対立を紐どきながら、「文化の未来」に転換していく根本的な方向を見いだそうとします。そこでの複雑な分析を、訳者の大橋洋一さんが適切にまとめられていますので、それをみておきたいと思います。

本章は、文化の問題を普遍と個別の弁証法的次元へと連結し、そこに国民—国家の問題をみつつ、文化と政治の問題を再考する。そして現在の文化戦争が三つどもえの戦争であることを指摘する。著者は、三陣営を①礼節としての文化、②アイデンティティとしての文化、③商業的・ポストモダニズム文化と規定する。これは①卓越 excellence、②エートス ethos、③経済 economic と言い換えられる。この三様の文化は……(略)……、重なり合いつつも異なる区分であり、また独自の相互作用のなかにある。最終的には、①礼節・卓越・精神性としての文化が、③商品・経済としてのポストモダン文化に腐食され、②アイデンティティと連帯としての文化を誕生させるという見取図が提示される。だが本章の最後で文化戦争は実は四つどもえであることが語られる。¹¹

「文化戦争」が「三つどもえの戦争である」とし、その三陣営を「①礼節としての文化、②アイデンティティとしての文化、③商業的・ポストモダニズム文化」と捉えています。また、この三者は「①卓越 excellence、②エートス ethos、③経済 economic」とも捉えられていますが、これらは、柄谷行人さんが交換様式の視点から区別された「国家・ネーション・資本」に対応する文化形態としてあり、近代社会の構造的な把握を

反映させるものともいえます。こうした構造的視点から「文化戦争」を捉えかえし、また「文化」の歴史的変容を捉えていくのです。

そしてこの歴史的変容は、「①礼節・卓越・精神性としての文化が、③商品・経済としてのポストモダン文化に腐食され、②アイデンティティと連帯としての文化を誕生させる」という把握を前提に、③の主導において①と②の変化が捉えられていくものとしてあります。これを、先の構造的視点から言い直してみれば、「資本」の発展が「国家」の「文化政治」化——新自由主義的再編——をすすめ、「ネーション」の解体と抵抗をもたらしている、とみなせます。「文化戦争」は、この変容における対抗関係を示すものであり、①、②からなる「支配文化」と③の「多文化主義」との衝突としてあるのです。これは、「資本」の過剰発展が、自らが立脚する社会構造を破壊せざるをえなくなった、「資本の危機」を意味します。それだけに、「支配文化」は、文化を政治化し、文化的な包摂と排除を強めているともいえます。したがって、「抵抗運動」は、アイデンティティの「承認」（権利要求）に向けられ、また根本的には「商業的・ポストモダン文化」との「対抗」が求められてきます。

とはいえ、イーグルトンによる文化の未来は、三つどもえの「戦争」のなかに求めるものではありません。もう一つの「陣営」（抵抗文化）に目を向け、その運動の論理をふまえて、この「文化戦争」を超えていく手がかりを見いだそうとするのです。

「わたしたちが忘れてならないのは、文化戦争は、最終的に、三つどもえではなく四つどもえであることだ。二十世紀において、ある種、特異で際だった仕事を生みだした、抵抗の文化も存在するからである。抵抗文化は、必ずしも、それ自体でひとつのカテゴリーを形成しているわけではない。それは高級文化、ポストモダン文化、アイデンティティ文化によって、あるいはこの三者の無限の組み合わせによって、形成されるのである。それは二十世紀においていくつかの機会に大きく花を咲かせることになった。ロシア・アヴァンギャルド、ワイマール文化、一九六〇年代の対抗文化。しかしどれも、それを支えていた政治体制が敗退するにつれ、しぼんでしまった。このことから多くのことが、とりわけラディカルな文化の成功と失敗は、最終的には、たったひとつの事実によって決められることが教訓として学びとられたのだ——ちなみにそのたったひとつの事実とは、ラディカルな文化をとりまく大きな政治運動の変遷である。」¹²

このように二十世紀において、「抵抗文化」という流れがあった点を思い起こさせ、その教訓を回帰させるのです。「ロシア・アヴァンギャルド、ワイマール文化、一九六〇年代の対抗文化。しかしどれも、それを支えていた政治体制が敗退するにつれ、しぼんでしまった」わけですが、そのなかでの「ラディカルな文化の成功と失敗」が示した教訓には、「大きな政治運動」があったと。この「大きな政治運動」とは、近代社会を止揚する政治運動です。「文化戦争」が近代社会内の「多文化主義」運動である限り、近代国家の「国民文化」に回収されざるをえない。多文化の「承認」めぐる運動は、結局のところ国民国家の枠内の「権利」に留まるほかなく、「多文化」における人々の「自由」は、制度的なものにとどまってしまうのです。したがって、「大きな政治運動」は、文化を特定していくことでも、単純に三つの文化を否定していくことでもありません。そうではなく、三つの文化を止揚していく「ラディカルな政治」——「文化の大転換」——を求めていくのです。

では、その教訓をふまえ、イーグルトンは、いかなる視点に立って、かつての「失敗」を克服していく論理を見いだすのか？ 単刀直入に言えば、「文化と自然」の関係を根底的に捉えかえすことによって、です。この点、少し難しくなります。が、そのエッセンスをみておくことにします。

イーグルトンは、「文化と自然」における一般的な関係を把握していくさい、まずは、人間そのものの肉体的存在（自然）に着目し、それとの関係で「文化」を位置づけていきます。人間は、自然としての人間の特性（個別性・自律性）において、「象徴界——言語の世界ならびに言語的なものすべて——」（文化の世界）に入ることになり、「文化と自然」の関係をもつことになる。人間は、いわば、「自然と文化のはざまに

生きている」¹³のであって、自然と文化との関係のうちに現実的な存在を受けている。したがって、「文化と自然」との関係、つぎのように述べるのです。

文化は、わたしたちの自然〔本性〕ではない。文化は、わたしたちの自然〔本性〕の一部であって、それがわたしたちの生き方をむつかしくしている。文化はたんに自然にとってかわっているのではない、そうではなくて、文化は、自然を補足する、つまり必要なものであると同時に余剰なものとして。わたしたちは文化的存在として生まれてはいないが、かといって、自己充足的な自然存在として生まれてもいない。わたしたちは、もし生き延びてゆくのなら、文化を絶対に必要となるような、よるべのない無力の肉体的自然をたずさえる存在として生まれているのだ。文化は、わたしたちの自然の核心において空白を埋める「補足物」である。わたしたちの物質的欲求は、文化的な屈折をうけることになる。

13

人間の物質(肉体)的欲求は、文化によって「補足」され、「文化的な屈折をうける」。と同時に、逆の関係もあり、じつは「自然は文化に抵抗する」面もある。

もし、わたしたちが、若きマルクスが「種族」と呼んだものの生存のために必要なもの——食物、睡眠、住居、暖かさ、肉体的健康、仲間づきあい、性的満足、ある程度の個人的尊厳と安全保障、苦痛や苦難や抑圧からの解放、ささやかな自己決定権など——を抑圧しようとする文化があれば、その文化は実にあさはかな文化としかいいようがない。自然は文化によって造型されるとしても、自然は文化に抵抗もするのであって、……略……必要物を拒否する体制があれば、頑強な政治的抵抗が生ずるのは避けられないだろう。自然の必要物——たとえどのように多彩な文化的形態をとろうとも、わたしたちの肉体的存在のせいで、どうしても必要になるもの——のありようが、政治的健全さをはかる物差しとなる。¹⁴

このように人間は、その肉体的存在自体のうちに、文化を制約づけ、政治的な行動を生む根拠がある点を見いだす。確かに、人間の歴史にあっては、「要求〔demand〕が欲求＝必要物〔need〕を超えてしまうこと、文化が、わたしたちの自然〔本性〕となること、まさにそのようにわたしたちが作られているとしかいいようがない。ある種の贅沢癖が、わたしたちのありようにくみこまれている、そのためいかなる現実的状況においても、予期せぬ可能性が潜まざるを得ない」¹⁵ことになる。まさに人間の歴史は「過剰」をつくりだす。なかんずく資本主義は、必然的に、「要求」を過剰化させ、人間の存続自体を危うくしていくだけに、「文化」の肥大化・過剰化を転換していく抵抗が、可能性ばかりでなく、現実化する。

そもそも肉体(欲求)は、「個別的なものであると同時に普遍的なものである」。この点に、イーグルトン は目を向け、連帯の根拠の根拠を求め、人間の肉体的存在自身のうちに、「大転換」の「可能性」をつかみだしていくのです。

肉体はまた個人的なものである——おそらく個人化への原基そのものが肉体なのである。肉体は個別化し分離し、ローカルで、抜き差しならぬ限界があり、さまざまな種から成る肉体に文字どおりには繋ぎとめられていないがゆえに、わたしたちは恐ろしいほど傷つきやすい。

この脆弱さを贖(あなが)うために、人間の肉体は連帯のための諸々の形式を構築せねばならなかったが、その連帯形式こそ、わたしたちが文化と呼ぶものである。それは肉体がじかに行なえるどんなことよりもはるかに精密で洗練されたものでありながら、肉体の感覚的コントロールを超えてしまうという危険性にさいなまれている。わたしたちは、広い意味で同じ肉体をもっているから共通文化を造型することができるし、普遍的なものは相互に依存できる。¹⁶

このように、人間の「脆弱さを贖うために、人間の肉体は連帯のための諸々の形式を構築せねばなら

かった」のであり、「その連帯形式こそ、わたしたちが文化と呼ぶもの」だとするのです。人間の個別的な脆弱性ゆえに{連帯としての文化}あり、そうであるがゆえに「共通文化を造型する」ができると見なすのです。「ポストモダンの時代においては、社会的に構築された肉体が崇拝されるのだが、それは自然主義に対する有効な批判たりえているとしても、それがゆきつく先は、まちがいなく、グローバルな連帯と抵抗政治という考え方そのものの廃棄であった」¹⁷とし、そうした「商業的・ポストモダニズム文化」に支配されるのではなく、ラディカルな政治は、「個々の肉体は、言語運用とか労働とかセクシュアリティにおいて異なることはなく、それゆえ、そもそものはじめにおいて、わたしたちはたがいに潜在的に普遍的な関係にはいることが可能となる」¹⁷のであり、それゆえに「共通文化」の創造を可能としていくのだと主張するのです。

この「共通文化」という思想は、もともとレイモンド・ウィリアムズ¹⁸のもので、イーグルトンは、彼の思想のなかに、「共通に所有される文化」ではなく、「共通に作られる文化」¹⁹としての創造的な思想をつかみとり、そこに実践的な意義を見いだしているのです。そしてまた、その実践は、「文化戦争」と別にあるわけではなく、むしろ「文化戦争」における三つどもえの「陣営」の基底にあって、「文化の未来」を照らしだしていくのです。

支配文化は、それ自体で、「高級」文化とポストモダン文化との、教養としての文化とコマーシャルイズムとの不安定な複合体なのだが、伝統的アイデンティティをますます突き崩しにかかり、そのため残滓的なものを、勃興的なものに変身させてしまうほどプレッシャーをかけることになる。追いつめられ崩壊の危機に瀕している家族、地域、共同体、道徳律、宗教的伝統、エスニック集団、国民国家、自然環境などが淵源となって、運動が、それも現在の支配的文化に挑戦し、支配的文化を超えるものを希求する運動が誕生する。ポストモダニズムが歴史の終わりを宣言するいっぽうで、こうした諸勢力は、過去がもどってくるシナリオ、それも未来としてもどってくるモダニズムのシナリオを実演しつづけるのである。²⁰

イーグルトンは、このように「文化戦争」のなかから、ラディカルな政治による「大転換」を展望していくのですが、それはあくまでも、人間の個別性が普遍的な意義をもつ点において、「支配文化を超えるものを希求する運動」の論理を見いだすのです。まさに国民ではなく、人間自身のなかに「連帯」の根拠を掴みとり、「共通に作られる文化」を実践的に提起していくのです。このイーグルトンの論理において重要な点は、文化それ自体ではなく、人間自身の実体にこそ、「人間の文化」を創造する根拠があるという点でしょう。「ポストモダン」が「モダン」(市場)に解消されてしまったのは、まさにこの点の欠落と言えるでしょう。人間自身をあらためて「文化の未来」から根源的に捉えかえす課題は、確実に、市民科学の課題となっていく。であれば、私たちの眼の「大転換」も求められてくるように思います。

(なかむらきょういち)

(注)

1. 登久希子「「文化戦争」と芸術の自由」(年報カルチュラル・スタディーズ Vol. 5、2017年) 121頁。また、「文化戦争」の現況については、藤本龍児「アメリカを二分する文化戦争—その展開と展望」(「世界」2023年1月)を参照。
2. 油井大三郎「いま、なぜ多文化主義論争なのか」(『多文化主義のアメリカ—揺らぐナショナル・アイデンティティ』油井大三郎・遠藤泰生編、東大出版会、1999年 所収) 6頁。
3. 同上、1頁。
4. 同上、13~14頁。
5. 同上、14頁。
6. 同上、13頁。
7. 中村共一「パレスチナの『霊』—国家物神」市民科学通信 45号、2024年2月。参照。
8. この構造をとらえる視点は、柄谷行人の交換様式論を参考にしている(『世界史の構造』岩波書店、

2010 年)

9. 資本主義と差別の関連は、次のものを参照してください

篠原三郎「市場経済のウチとソトー差別問題の方法論」(『”大学教授” ウェーバーと“ホームレス” マルクス』晃洋書房、2015 年、所収)／中村共一「社会文化とは何か」(『京都社会文化センター活動史(1999 年～2023 年)―その思想と論理―』、(『京都社会文化センター活動史(1999 年～2023 年)』刊行委員会編、汎工房、2024 年所収)。

10. テリー・イーグルトン『文化とは何か』大橋洋一訳、松柏社、2006 年、123 頁。

11. 同上、244～245 頁。

12. 同上、308 頁。

13. 同上、239 頁。

14. 同上、241 頁。

15. 同上、244 頁。

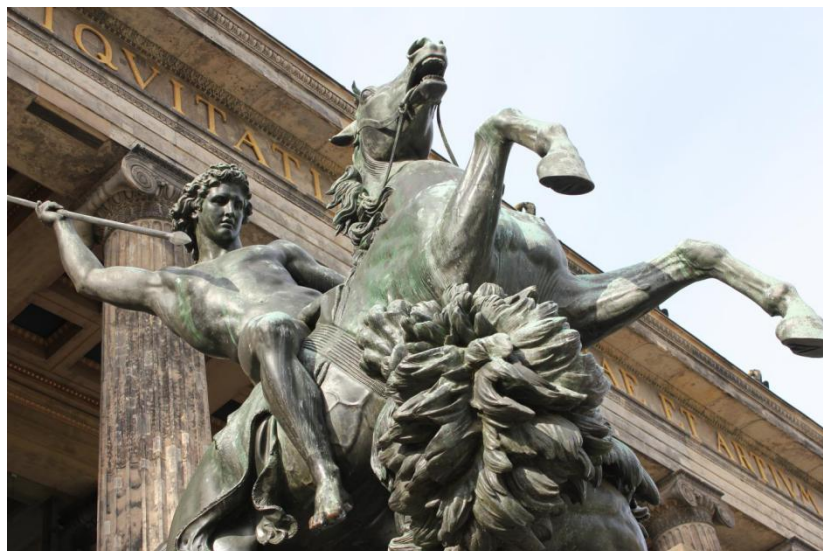
16. 同上、269～270 頁。

17. 同上、270 頁。

18. レイモンド・ウィリアムズ『文化と社会：1780-1950』若松繁信・長谷川光昭訳、ミネルヴァ書房、2008 年。

19. テリー・イーグルトン『批評とは何か』大橋洋一訳、青土社、2012 年、406 頁。

20. テリー・イーグルトン『文化とは何か』大橋洋一訳、松柏社、2006 年、299 頁。



右派・極右の地滑りの勝利か

——2025年ドイツ連邦議会選挙の世論調査から——

照井 日出喜

(1)

来年2025年、おそらくは9月下旬か10月初旬に、ドイツ連邦議会選挙が行われる。

今年2024年の1月、ドイツ左翼党が分裂し、「左翼党 (die Linke)」と「ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟 (Bündnis-Sahra-Wagenknecht [略称 BSW])」となった後での最初の全国規模の選挙ということになるが、5%足切り条項 (得票率5%未満の政党には議席が与えられない制度) を、すでに分裂前の選挙においても得票率が低空飛行にとどまっていた左翼党に、二つの政党に分裂して、果たして乗り越えることができるのか、当然のこととして疑念を抱かせるものである。

しかし、今年4月の世論調査では、弱小政党の支持率の動向などを蹴飛ばしつつ、1年半後には、おそらくドイツの政治情勢自体が大きく右旋回するであろうことが示されており (もちろん、国際情勢を含めて、これから1年半のうちに何が起こるかは予測できないがゆえに、あくまでも現在の時点における世論調査の結果であるが)、現在の赤 (SPD [ドイツ社会民主党]) ・ 緑 (緑の党) ・ 黄 (FDP [ドイツ自由民主党]) の通称「信号灯連立政権 (Ampel-Koalition)」は跡形もなく消え去り、このままで行けば、昨年ベルリン市州議会選挙結果 (注1) と同様、黒 (CDU-CSU [キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟——後者は、バイエルン州を地盤とする地域政党——]) を首班とする政権の成立を予見させるものとなっている。

Wahlen.Infoの4月10日現在における予測では、2005年の連邦議会選挙の結果は以下の通りである。



(注)

Union・・・CDU-CSU (キリスト教民主同盟・社会同盟)

AfD・・・「ドイツのための選択肢」
(極右政党)

SPD・・・ドイツ社会民主党

Grüne・・・緑の党

BSW・・・Bündnis-Sahra-Wagenknecht
(ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟：左翼党の分裂によって、2024年1月に創立)

FDP・・・ドイツ自由民主党

Linke・・・左翼党

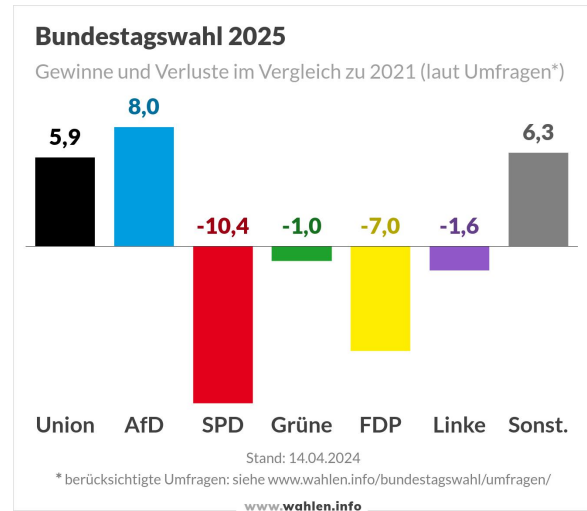
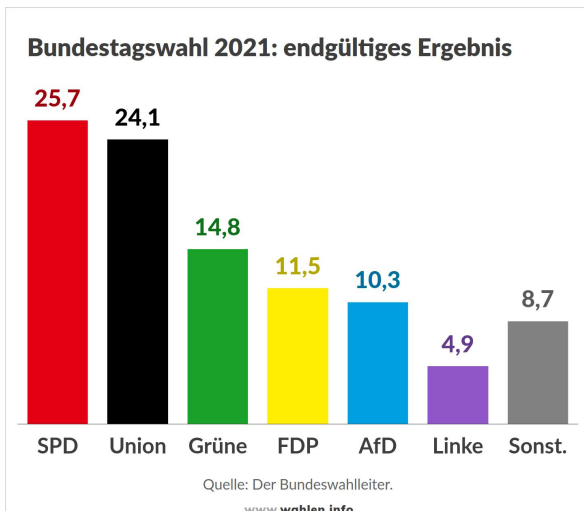
FW・・・自由投票者党

Sonst.・・・その他諸政党

このままの状況であれば、FDPと左翼党は5%足切り条項に引っかかってともに議席はゼロとなり、逆に、もしBSWが実際の選挙でも「古巣」の左翼党に倍する票を得て、5%を越える

ことになれば、図表の左側の5政党のみが議席を得ることになる。

しかし、それにしても、ここに見られるのは CDU-CSU の圧勝であり、現在の連立政権の首班である SPD は、CDU-CSU の半分ほどにまで低落する壊滅的な敗北を喫するとともに、加えて、極右政党 AfD が SPD を抜いて第2位の政党へと「躍進」することが予測されている。要するに、右派・極右の地滑りの勝利である。ただ、わたしの予想では、仮にこれに近い結果となったとしても、CDU-CSU は——「保守本流」としてそれなりの「矜持」を維持するとすれば——極右の AfD と連立を組むようなことはしないであろうと思われ、したがって、形としては、あるいはかつてのメルケル政権と同様、CDU-CSU と SPD との「大連立」となるのではないかと想像される。とはいえ、極右が連邦議会に第二政党として議席を占めることになれば、その圧力は、当然のこととして無視できぬものとなるだろう。



上の左の図の2021年の連邦議会選挙の最終結果であり、右の図の2025年の選挙予想に基づく各党の得票率の消長と比較すれば、現状の危機的な傾向は明らかである。

SPDは、2024年の現在において、じつに10%を越える減少となることが予測される一方、極右のAfDは8%増が予想されており、このコントラストは、いかにも凄まじいものがある。この3年間で、赤・緑・黄の「信号機連立政権」がいかにその支持を失ったかということであるが、ただし、緑の党は、赤と黄の（予想される）凋落に比べれば、それほど大きな支持の低下を蒙っているわけではない。SPDの支持喪失の最大の原因が、進行するインフレ、戦争難民の大量の受け入れ（ウクライナからのドイツへの難民は、日本からは想像もつかないが、現在、およそ115万人という膨大な数字である〔[Anzahl ukrainischer Flüchtlinge in EU-Staaten 2024 | Statista](#)〕）、ウクライナへの武器供与についての相対的に慎重な姿勢（要するに、ドイツの有権者の大勢は、「ミサイルでも戦闘機でもさっさとウクライナに引き渡して、ともかくロシアを叩き潰してしまえ！」という不満と怒りに傾いているということである）にあると仮定すれば、緑の党は、現在は、かつての平和主義的な傾向はすでに雲散霧消しており、ウクライナへの武器供与を積極的に推進する勢力と化しているからとも考えられる。

(2)

左翼党の分裂を巡っては、わたし自身、およそ十分な追跡ができてはおらず、数年前からの党内のさまざまな軋轢やら、地方からの執行部に対するヴァーゲンクネヒトの除名の要請やら、オスカー・ラフォンテーヌの離党やらといった経緯を把握しているわけではないが、ともかく昨年の12月に連邦議会の議員団が分裂して「会派」が消滅し（これに伴って、議会の会派に付属して活動する職員100名ほどが失職したと伝えられる）、今年1月、前述の「ザーラ・ヴァー

ゲンクネヒト同盟 (Bündnis-Sahra-Wagenknecht「略称 BSW」) が政党として成立する。

グレゴール・ギジ (1948～) は、1990 年の東ドイツの消滅以降、激しい嘲笑と非難に曝されつつ、資本主義批判と弱者との連帯を掲げる民主的社会主義党 (PDS) を主導し、2007 年には、オスカー・ラフォンテーヌが主導する SPD 左派の一部との合同である左翼党 (die Linke) を創設して、実質的にその一翼を担ってきており、過去の連邦議会選挙でも、旧東ベルリンの直接選挙区〔小選挙区〕では圧倒的な支持を得て、他党候補を寄せつけることなく勝利することが、ほとんど常態化していた (ギジは、現在もなお、ベルリン・ドイツ劇場の企画として、ほぼ月に一度、さまざまなゲストを招いて舞台の上で対談しており、その人気のほどを示している)。

ザーラ・ヴァーゲンクネヒト (1969～) は、プライベートではオスカー・ラフォンテーヌ夫人でもあるが、すでに 20 代の頃からきわめて過激な発言で知られ、激しい資本主義批判を繰り返す論者として活動を展開し、時として党内からの反発も受けてきた。近年では、「連邦議会にいるよりも、テレビのスタジオにいる方が多い」とも揶揄されるほど、メディアで現体制への歯に衣を着せぬ批判を繰り返出し、(相対的に) 多くの視聴者に支持される政治家となっており、かつ、その著書や発言は、挑発的・論争的な内容のゆえもあるであろうが、少なからず物議を醸すことにもなっている (野党ならば、本来、当然であるが)。

現在の「左翼党」と「BSW (ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟)」への左翼党の分裂は、きわめて図式的に言えば、ギジとヴァーゲンクネヒトとの対立、ということになるのかも知れない (わたしの友人は、それに加えて、「ディートマー・バルチュ [1958～、左翼党連邦議会会派の共同団長] とヴァーゲンクネヒトとの対立でもあるでしょう」と述べていた)。わたしなどは、「プーチンのウクライナ侵略戦争がエスカレートするこの時期、アメリカの主導する NATO の戦略を徹底的に批判し、それにいかにか引きずり込まれないかの姿勢をひたすら示すべき左翼党が、仲間内で喧嘩なんざしやがって!」と思っていたのだが、少なくともこの数年来の対立・葛藤の過程からすれば、双方にとってやむを得ない分裂だったのかも知れない。

ヴァーゲンクネヒトが左翼党の連邦議会議員団に別れを告げたさい、ヴァーゲンクネヒトとともに行動したのは 9 名、左翼党に残った議員は 28 名であった。しかし、冒頭の世論調査の結果のみを見れば、BSW は左翼党のほぼ 2 倍の支持を得ていることになっている。これについての幾つかのメディアのコメントによれば、新しい政党がそれなりの知名度を伴って出現した場合、それまで左右さまざまな政党を支持してきた有権者のなかに、政治全体やそれまで自分が支持してきた政党への不満を抱く層が、ともあれその時期、そうした新しい政党の支持へと流れて行く場合が少なくなく、なんらかの政治的確信を伴うものでない以上、流動的なものにとどまることが多い、と分析されている (いわゆる「浮動票」と呼ぶべきものであろう)。

ともあれ、残った「左翼党」からの、連邦議会議員を辞職しない BSW のメンバーに対する非難はきわめて辛辣である。2023 年 10 月 23 日の「ターゲスシュピーゲル」紙は、次のように伝えている。

「レッチュ [ゲジーネ・レッチュ、1961～、ベルリン選挙区の直接選挙区選出議員、分裂前の左翼党連邦議会議員団副団長]、ギジ、ペルマン [ゼーレン・ペルマン、1977～、ライプツィヒ選挙区の直接選挙区選出議員] は、ヴァーゲンクネヒト及び彼女と行動を共にする 9 名の議員に対して、左翼党の活動によって獲得した連邦議会議員の職を、新しい政党が成立するまで引き続き維持しようとする意図していることに対して、その『きわめて非道徳的な「窃盗」』について非難した。『彼らは、ただただわたしたち直接選挙区選出の 3 名の議員と、左翼党という政党によって連邦議会に議席を占めたのだ』 (注 2) というのが、3 名の言い分であった」。

組織が分裂する時には、だいたいがこのようなものであろうが、会派を離れる 10 名に対して「泥棒」呼ばわりするようでは、たしかに分裂した方がいいであろう。

その一方、今月 24 日に出された、2 年後の 2026 年のベルリン市州議会選挙についての世論調査は、以下のように、左翼党が BSW よりも優位な位置にあることを示している。

CDU 27.0% 緑の党 20.0% SPD 15.0% AfD 12.0% 左翼党 10.0% BSW 6.0%
FDP 3.0% その他 7.0%

左翼党にとっては、上述のように、旧東ベルリンに属する 2 つの直接選挙区（小選挙区）は、ドイツ全体のいわば最後の牙城であり、ここから選出された連邦議会議員を擁しているのに対して、誕生から 3 カ月の BSW は、もとよりまだベルリンに強固な地歩を築いているわけではない——前掲の Wahlen.info によれば、連邦議会選挙の州段階の世論調査では、BSW は、旧東ドイツのチューリンゲン州（15%）、ブランデンブルク州（12%）、ザクセン州（11%）で相対的に支持を得ているとされ、ここにベルリン市州は含まれていない。

現段階の世論調査では、2 年後のベルリン市州選挙では左翼党と BSW はいずれも 5% を突破し、議席獲得が可能であろうことを示している。両党合わせて 16% というのは、だいたいこれまでの左翼党のベルリンにおける通常の支持の数字である。しかしもちろん、世界とヨーロッパの情勢がどのように変わるか、とりわけウクライナ侵略戦争が、いつ、どのような形で終結するか、あるいは泥沼状態が続くか、予測は困難であり、2 年後の選挙についての世論調査のパーセンテージに一喜一憂するような段階であるわけではない。

(3)

冒頭の図が示すように、右派（中道）の CDU/CSU と極右の AfD とで 50% 近くを占めるという事態が、すなわち、全体としての社会の右傾化そのものが、現在における最大の問題である（「革新都政」がつぶれて CDU 主導の市州政権となったベルリンにおいても、赤・赤・緑〔社会民主党・左翼党・緑の党〕の連立が営々と作り上げてきたものが、次々につぶされて元の木阿弥になっている、というのが、友人の苦渋に満ちた指摘であるが、保守政権に回帰すれば必然の帰結である）。幾つかの論評には、現在は「戦前ではなく、むしろ戦中のイデオロギー状態に入っている」という危機感の表明が吐露されており、鋭敏な現実感覚を備えた層にあっては、多かれ少なかれ、それは共通の認識に違いない。

じっさい、たとえばベルリンの 3 月の演劇公演にあっても、きわめて大まかな視点から見れば、戦争、ナチス（全体主義）、崩壊する家族、といったものが、ある意味ではかなりの演目に間接的に通底するキー・ワードとしてとらえられないこともなく、舞台の成果としてはともかく、ベルリン・ドイツ劇場のエルフリーデ・イエリネクの《ウルリケ・マリア・ステュアート》のような、かつてのドイツ赤軍派の体制批判をテーマの一つとするような作品の上演も、こうした危機意識のコンテキストのもとで意味を持つように、わたしには思われる（ドイツの「68 年」、つまりは、ルディ・デュチュケやウルリケ・マインホフの思想と行動について、ドイツではいまなおさまざまな伝記や研究書が出版され続けているが、改めて彼らの戦後ドイツにおける軌跡を辿るのは、たしかに意味のあることである）。ベルリーナー・アンサンブルにおけるオーウェルの《1984》も、もとより全体主義（当然のことながら、スターリニズムに限定されるわけではない）における個人の抹殺がテーマとはいえ、まさしくそれゆえに、期せずして「戦中のイデオロギー状態」の解剖の一つを示していることを痛感させるものであった。

（注 1）照井「ベルリン：『革新都政』の崩壊（I）」、「通信」2023 年 8 月号、参照。

（注 2）照井「ドイツ左翼党の敗北」、「通信」2021 年 10 月号、参照。

（てるい ひでき）

賃労働と日常意識（４）

小林一穂

1. 日常意識の探求（第 44 号）
 2. 労働力の特徴（第 45 号）
 3. 剰余労働の搾取（46 号）
 4. 搾取の隠蔽と賃労働者の反抗（本号）
 5. 賃労働者の日常意識
-

4. 搾取の隠蔽と賃労働者の反抗

賃金の労賃への転化

資本制社会では、賃労働者は、自らの労働力を資本家に販売して生産活動に従事し、労働力の対価として賃金を受け取る。商品の価値はその商品を社会的に再生産する労働時間によって規定されるから、労働力の価値は労働力を社会的に再生産する労働時間によって決まる。賃金はその労働力価値の対価だ。

だが、日常知では労働力が売買されるのではなく、労働が売買されるのだと受けとめられていて、この労働の対価が労賃として支払われるとみなされる。

「ブルジョア社会の表面では、労働者の賃銀は、労働の価格、すなわち一定分量の労働にたいして支払われる一定分量の貨幣として現われる。」（『新版資本論』新日本出版社、929 ページ。『資本論』の引用はこの版によりページ数のみを掲げる）

すでにみたように、日常知では、「ブルジョア社会の表面」はわかるとしても、その背後の機構がどのように働いているのかはわからない。労賃を受け取って資本家のもとで労働するという目の前の現実はおかしくないが、労働力が生産の場面で消費されて、必要労働が労働力価値を生み出すだけではなく、剰余労働が剰余価値を創造するという機構は、日常知にとっては目に見えない。そこから労働力価値の対価である賃金と労働の対価である労賃との区別も不可視のものとなっている。

それでは、労賃すなわち労働の価値も労働力と同様にそれに含まれる労働時間によって決まるのだろうか。しかし、12 時間労働日に働く労働の価値は 12 労働時間によって規定される、というのは、「ばかげた同義反復である」（930）とマルクスは言う。そこで「労働力の価値および価格が、労賃というそれらの転化形態にどのように表わされるのか」（936）が問題となる。

賃金が労賃として現れる事態を、マルクスは学知の立場から明らかにしている。たとえば、12 時間労働日のうち必要労働時間が 6 時間、剰余労働時間が 6 時間とすれば、この労働力の日価値は 6 労働時間分だ。だが、労働力は実際には「12 時間にわたって機能する」（936）ので、労働力の対価としての賃金は、12 労働時間分だとみなされる。この 12 時間労働の価値は 6 労働時間分ということになり、そうすると、12 労働時間分の価値をつくりだす労働が 6 労働時間分の価値しかないという「一見ばかげた結論が得られる」（937）ことになる。つまり、「労働力のこの日価値が日労働の価値として表現されるならば」（936）、6 労働時間分の労働力価値が 12 労働時間分の日労働価値として現れる。

労働力と労働の取り違え

以上から、労働の価値という表現が、資本制社会の日常知についての言い表わし方だということがわかる。それは「本質的諸関係の現象形態を表すカテゴリー」（933）であって、「『労働の価値』という表現においては、価値概念が完全に消し去られているだけでなく、その反対物に変えられて〔転倒されて—引用者〕いる」（933）。

「本質的関係の現象形態」は、日常意識では目に見えないものとなっている背後の機構と目の前の現実とのかかわりあいによって生じるのだが、それは搾取の隠蔽をもたらすものとして

機能している。本質的關係とされるのは、日常知では不可視の、目の前の現実の背後で働いている機構のことだ。これが人々にとって日常知でわかる現象形態として現れる仕組みは、この背後の機構によって生み出されている。そして、この現象形態によって背後の機構が隠蔽される。本質的關係は現象形態を自ら生み出すことで自らを隠蔽しているともいえるだろう。たとえば『資本論』の商品論のなかでは、商品関係において使用価値が価値と取り換えられるという物象化から、また素材そのものが社会的性格をもつとみなされる物神崇拜から、現象形態が背後の機構である本質的關係を隠蔽する仕組みを解明していた。資本制的生産を対象とする生産過程論においても同様に、剰余労働の搾取という目に見えない背後の機構が隠蔽される事態を、言い換えれば、資本家による剰余労働の所有が当然のこととして自明視される事態を解明している。それを端的に示しているのが、労働の価値を表わす労賃形態だ。

「労賃の形態は、必要労働と剰余労働とへの、支払労働と不払労働とへの労働日の分割のあらゆる痕跡を消してしまう。すべての労働が支払労働として現われる。」(937-8)

日常知は、背後の機構をとらえることはできず、それが転倒された現象形態を現実そのものとする。日常知では、賃労働者は自らの労働力を販売しているとは自覚していない。資本家に売っているのは自分の労働であり、自分の労働の対価として労賃を受け取っているとしている。

「労働日の支払部分をすなわち6時間の労働を表わしている3シリングの価値が、6不払時間を含む12時間の総労働日の価値または価格として現われる」(937)わけで、不払労働分の搾取は労賃を払ったということで隠蔽される。

こうしたことは、もちろん資本家の日常知にとっても当てはまる。労働力の購入にもとづく生産の支配によって剰余労働を搾取する資本家は、労働の価値を労賃として支払うことで剰余労働を不払労働として手に入れるが、そのことは資本家の日常知でもわからない。「資本家は、労働の標準価格にも一定分量の不払労働が含まれており、この不払労働こそが彼の利得の標準的な源泉であることを知らない」(955)。資本家にとっても剰余労働や不払労働ということ自体が目に見えないものであり、賃労働者の労働力の対価は、「彼が日賃銀でそれを支払っていると信じている」(955)。

以上をまとめてマルクスは、労働力の価値が労働の価値すなわち労賃の形態に転化する事態が生じるのは、労働力ではなく労働が売買されているように見えること、労働の価値という表現がたとえば綿花の価値という表現と同じように見えること、労賃の支払いは労働した後なので労働の価値が実現したように見えること、労働によって価値が形成されるという労働の独自の属性は「普通の意識からは抜け落ちる」(940)こと、によってだと述べている。さらに加えて、労働日が変動すれば労賃も変動すること、また労働の多様さに応じて労賃が異なること、などもこの現象形態を強めている。こうした諸現象が「支払われるのは労働力の価値ではなく、労働力の機能すなわち労働そのものの価値であるということを証明するように見える」(941)。労賃という現象形態は「現実の関係を見えなくさせ、まさにその正反対のことを示す」(938)のだが、それは「賃労働では、剰余労働または不払労働さえも支払労働として現われる」(938)という転倒した現象だ。

背後の機構において剰余労働の不払労働化がおこなわれていても、それは不可視のものであって、逆に不払労働分を支払っているかのような外観が、労働の価値すなわち労賃という形態に現われている。労賃という日常知でわかる形態では、その背後の機構で働いている労働力の売買という事態が労働の売買と取り換えられている。賃労働者は日々の生活において、自分の労働を雇い主に売り、それへの対価として労賃を受け取っているとみなしている。労働の正当な報酬として労賃を受け取るのであり、そこにはなんの疑問もなく、自明な現実があるだけだ。

この日常知ではとらえられない背後の機構は、学知の立場からでしか把握できない。「現象形態は、直接に自然発生的に、普通の思考形態として再生産されるが、その隠されている背景は、科学によってはじめて発見されなければならない」(942)とマルクスは言う。しかし、イデオロギー知は日常知に依拠しているので、「日常生活からたいした批判なしに『労働の価値』というカテゴリーを借用し」(934)、日常意識のもとで対象をとらえようとする。マルクスは、対象となる資本制社会を学知の立場から把握し、日常知による日常意識のあり方を解明するとともに、「経済学批判」としてイデオロギー知である古典派経済学と俗流経済学を批判している。

ここで留意すべきは、古典派経済学と俗流経済学を区別していることだ。両者がともに労働力と労働との区別に失敗していることについては次のように述べている。

「自分たち自身の分析のこの帰結を意識していなかったこと、考察の対象である価値関係の最終的な妥当な表現として『労働の価値』、『労働の自然価格』などの諸カテゴリーを無批判的に採用したことは、のちに見るであろうように、古典派経済学を解決しえない混乱と矛盾におとし入れたのであり、他方ではそのことは、俗流経済学に、原則として外観だけに忠誠を尽くす彼らの浅薄さのための確実な作戦根拠地を提供したのである。」

(935-6)

マルクスは、同じイデオロギー知でも、背後の機構を分析しようとするものの「無意識的に」（935）見誤る古典派経済学と、日常の外観をそのままとらえようとする「浅薄さ」（936）をもつ俗流経済学とを区別している。古典派経済学は、眼前の事実である労働という現象形態から労働力の売買とその消費という背後の機構をとらえようとはするが、それに失敗して「労働の価値」などの「諸カテゴリーを無批判的に採用した」ように、労働力と労働との区別を正しくとらえられない。そのために眼前の事実そのものの把握が混乱している。他方で俗流経済学は、背後の機構をとらえるという問題意識自体がそもそもないので、「外観だけに忠誠を尽く」して仮象性をそのまま叙述するにすぎない。いわば日常知によって自明とされている世界に埋没している。古典派経済学は「真の事態にほぼふれてはいるが、しかしそれを意識的に定式化してはいない」（942）し、俗流経済学にいたってはこの現象形態をそのままに叙述するだけにとどまっている。

出来高賃金による労働時間の隠蔽

労賃を支払う方法としては、労働力の価値は労働時間ではかられるので、まずは時間賃金という形態で現れる。労賃は日や週の単位での価値で表わされ、賃労働者が受け取る日労働や週労働の労賃は、日賃金、週賃金として支払われる。たとえば、1労働日が12時間で剰余価値率が100%とすれば、この賃労働者の労働力価値は6労働時間分で、6労働時間分が12時間労働の対価として日賃金となる。もし就業時間が12時間よりも短くなると、その分の時間賃金が減額されるので、同じ剰余価値率のもとでは、労働力価値の減少がなくても6労働時間分よりも減ってしまう。そうすると、賃労働者が受け取る労賃では、労働力の再生産に必要な生活手段を不十分にしか購入できなくなってしまう。こうして過度労働とは逆に「過少就業」（947）が賃労働者を苦しめることになる。賃労働者にとっては「いわゆる標準時間内での労働の価格が低いために、一般に十分な労賃をかせごうと思うならば、労働者はより多く支払われる超過時間の労働を余儀なくされる」（949）。賃労働者は否が応でも過剰労働に従事せざるをえない。このことは現代日本のブラックな長時間労働にまさに当てはまる。

他方で、時間賃金のように労働の価値を時間ではかるのではなく、労働の結果である生産物の量ではかるのが出来高賃金だ。

「時間賃銀が労働力の価値または価格の転化形態であるのと同じように、出来高賃銀は時間賃銀の転化形態にほかならない。」（957）

何時間働いたのかではなく、「出来高賃銀では、労働は、一定の持続時間中の労働がそのなかに凝縮される生産物の分量によってはかられる」（960）ので、「一見したところ、労働者によって売られる使用価値は、彼の労働力の機能、生きた労働ではなく、すでに生産物に対象化されている労働であるかのように見え」（957）るという外観をとる。そこで、労働が生産物に対象化されている量が労賃を決定するとみなされる。つまり、出来高賃金は生産物を基準にして労賃が決まる。そうすると、生産物が平均的な品質をもち、一定の労働の強度によってつくり出されたものでなければ、標準的な労賃が支払われない。そこで「労働の質と強度が労賃の形態そのものによって規制されるので、この労賃の形態は大部分の労務監督を不用とする」（961）。その意味で、出来高賃金は資本家にとって有利だ。マルクスは「出来高賃銀は、資本主義的生産様式にもっともそった労賃形態である」（966）と結論している。

出来高賃金では、労働の結果である生産物の質と量によって労賃が決まるかのような外観が現れるので、時間賃金のように、目に見えず手にとって触ることもできない時間によって労賃が決まるのではなく、労賃は労働の結果である生産物の対価であるかのように見える。労働が生産物という目に見える確かな物によってはかられるので、労賃は労働の正確な対価であるとみなされる。つまりは、出来高賃金では剰余労働の搾取が時間賃金よりもさらに高次に隠蔽されるわけだ。

資本家は利得をさらに得るために労働時間を延長するか、それができなければ、生産力を上昇させて労働力価値を切り下げ、それによって労賃を下落させようとする。出来高賃金であれば、生産物の品質の良し悪し、あるいは時間当たりの生産量の多寡を理由に労賃を切り下げようとする。そのことは、労働の結果である生産物によって労賃を支払っている以上は正当だとみなされる。それにたいして賃労働者は、日常知では剰余労働が搾取されているという背後の機構はわからないので、自らの労働力の再生産に必要な生活手段を購入できなくなるという理由で資本家に反抗するしかない。そのこと自体は、賃労働者の資本家にたいする対抗運動のなかできわめて重要な契機となるのだが、それは、剰余労働の搾取そのものにたいする反抗ではなく、生活を守るための賃金引き上げという必要労働分の賃金の確保を要求するにとどまるものとなっている。

資本による支配の深化

すでにみたように、資本が生産過程で資本制的生産を営むときの生産方法としては、協業、

マニファクチュア、機械による大工業という発展をたどる。そのなかで資本による生産方法への関与が深化する。

「この生産様式は、その方法、手段、および条件そのものとともに、最初は、資本のもとへの労働の形式的包摂を基礎として、自然発生的に成立し、発展させられる。形式的包摂に代わって、資本のもとへの労働の実質的包摂が現われる。」（888）

絶対的剰余価値の生産は、労働時間の延長によって剰余労働時間を増加させようとするので、生産方法はそのまま生産するという形式的包摂でもいいが、相対的剰余価値の生産のためには、労働力価値の低下すなわち必要労働時間の短縮が求められる。そこで資本によって生産方法が変革されるという資本の実質的包摂が進行する。

協業では、個々人の生産力を超えた社会的生産力が資本の生産力として現れる。協業のもつ特性から必要な集団の指揮監督が資本の機能となる。それは、社会的生産のための指揮監督が、剰余労働の搾取のために賃労働者を抑圧する機能をもはたすという二面性をもつ。

マニファクチュアでも、部分労働の結合によって生じる生産力が資本の生産力として現れる。全体がさまざまな部分労働に分割され、それぞれの労働に労働者が従事することで全体が結合される。したがってここでは、全体の結合はもはや労働者の手から離れていて、資本の機能として現れる。多様な部分労働に従事する部分労働者が、その全体を結合する資本家に従属する。

こうして、資本による支配と労働者の従属が生産方法の変革にともなって深化する。この実質的包摂の深化は、機械の導入にもとづく大工業の進展をもたらす。機械が導入された工場では、機械体系ができあがる。そこでは、マニファクチュアとは異なって、工程が労働者に適応して分割されるのではない。機械の技術的な原理にもとづいて編制される。そのことによってできあがる機械の自動体系は、「客観的な生産有機体」（677）となっていて、機械が過程の主体となり、労働者にとっては、自分たちは機械体系に従属する「意識のある諸器官」（736）でしかない。機械体系という労働手段に労働者が従属させられる。直接的生産者が生産手段と自らの労働力とを結合させて生産するという生産過程では、労働者が過程の主体となるはずなのだが、機械による資本制的生産では、それが転倒されて、機械体系の客観的な編制に労働者が適合させられる。資本による労働者の支配は、機械にもとづく大工業においてもっとも強力となる。

機械の使用への反抗

資本による賃労働者にたいする強制と支配は、資本制的生産が発展していくなかで強まっていくが、労働者がそれにひたすら甘んじているわけではない。「資本家と賃労働者とのあいだの闘争は、資本関係そのものとともに始まる」（751）ののだが、機械体系の登場によってこの闘争も性格が変化する。

「機械の採用以後にはじめて、労働者は、資本の物質的な存在様式である労働手段そのものにたいしてたたかう。労働者は、資本主義的生産様式の物質的基礎としての、生産手段のこの特定の形態にたいして反逆する。」（751）

機械が使用され始めた当初の「機械にたいする労働者の反逆」（752）は、「暴民の打ち壊し」（752）とか「焼き打ち」（752）などや、いわゆる「ラダイト運動」（752）といった、機械にたいする直接の物理的な破壊という形態だった。それは、いわゆる疎外された労働をもたらす機械への「労働者の粗暴な反逆」（758）にとどまっている。だが、「社会的生産過程の発展による生産性の増大と、社会的生産過程の資本主義的利用による生産性の増大とを、区別しなければならない」（740）はずだ。だからマルクスは「共産主義社会では、機械は、ブルジョア社会とはまったく異なった活動範囲をもつであろう」（692）という展望も示している。しかし、当時の労働者にあっては、「機械をその資本主義的使用から区別し、したがって彼らの攻撃を物質的生産手段そのものからその社会的利用形態に移すことを学ぶまでには、時間と経験が必要であった」（752）。

それでも、機械への単純な反逆が、いわば労働者の素朴な、日常知のうえでの反抗だということは重要だ。そこでは、「賃労働者に敵対的な力能」（763）である「資本の専制に反対する周期的な労働者の蜂起、ストライキなどを打倒するためのもっとも強力な武器」（763）が現出している。労働者は、日常知においては資本の支配のもとで賃労働に従事していることを当然としているので、いわゆる疎外された労働にたいする不満や反抗は、資本の支配そのものにたいする直接の抵抗とはなっていない。とはいえ、けっして唯々諾々として従順に従属しているのではなく、目に見える機械という労働手段そのものへの反抗となっていたということだ。

標準労働日のための闘争

資本は利潤すなわち剰余価値の獲得をめざすが、それは質的には問題にならない価値の量的な拡大だけが目的となるので、限度のない追求となる。「資本が価値増殖を求めるその無制限

な衝動」(465)によって剰余労働の拡張のために「労働日の反自然的な延長」(465)が強行される。このことは個々の資本家の恣意によるのではない。それは、自由競争を勝ち抜くためにせざるをえないことだ。だから、「自由競争は、資本主義的生産の内在的な法則を、個々の資本家にたいして外的な強制法則として通用させる」(471)ということになる。

だが、労働日の無制限な延長は、労働力の再生産に支障をきたしてしまう。資本は、「労働者の健康と寿命にたいし、なんらの顧慮も払わない」(471)のだが、そのままでは資本が不可欠としている労働力が消耗してしまい、手に入らなくなってしまう。そこで「資本はそれ自身の利害によって一つの標準労働日を指向させられているかのように見える」(465)という事態が現れる。

個別資本は自由競争に打ち勝つために、あくなき剰余労働の拡大を求めざるをえないのだが、しかしそれによって労働力の再生産ができなくなると、資本制的生産そのものが成り立たなくなる。したがって総資本すなわち社会全体という立場からすれば、労働力の保全という措置をとらなければならない。ここでは、剰余価値の無制限な追求をめざす個別資本の立場と、労働力を確保しなければならない総資本の立場とが対立している。そして、この対立は解消されなければならない。つまり、いかに個別資本が剰余労働の拡大をめざそうとも、労働力が確保される標準労働日が制定されざるをえない。

この、標準労働日が制定されるという社会の機構に不可欠の契機として、マルクスは、労働者による標準労働日のための闘争の意義を見いだしている。

労働諸条件を規制する「諸規定は決して議会の幻想の産物ではなかった。それらは、近代的生産様式の自然諸法則として、諸関係のなかからしだいに発展してきたのである。それらの法則の定式化、公的な承認、および国家による宣言は長期にわたる階級闘争の所産であった。」(496)

賃労働者の資本家にたいする階級闘争の歴史において労働日の短縮が要求されてきた。そのことによって、資本による労働力の無制限な使用が制限され、労働力の保全がなされてきた。階級闘争が標準労働日の制定をもたらした。そしてその階級闘争の基礎として、労働者階級の主体的な政治活動が展開する。それは資本による機械の使用にたいする即自的な反抗といった段階を超えて、資本制的生産のあり方そのものにたいする批判という内実をもっている。標準労働日のための闘争は、労働者が自らの肉体的・精神的な健康と寿命を守るための階級闘争なのだが、それはけっして恣意的なものではなく、また疎外された状況にたいするただの反発でもなく、資本制的生産の機構のなかにその根拠をもつものなのだ。

このようなマルクスの分析は、いわゆる経済的土台と政治的上部構造との連関が、「土台が上部構造を規定する」という「定式」だけではとらえられないことを示している。個別資本による労働力の無制限な酷使と社会的総資本の立場からの労働力の保全という、いわば経済的な機構の問題が、標準労働日をめぐる階級闘争という、いわば政治的な運動によって實際上解決されている。経済的領域と政治的領域とが分離していて、それらの連関が問題だというとならえ方ではなく、政治的な契機を内包しつつ経済的な機構が作動しているというとならえ方こそマルクスの社会把握の方法視角だといえるだろう。

(以下次号)

(こばやし かずほ)



【論評】 価値形態論と交換様式

—資本の本質としての商人資本から協同組合論へ—

重本冬水

(1)

この論評を行うのは、竹内真澄さんの「個性性と単独性」（『市民の科学』第11号、2021年）での柄谷・交換様式論に対する以下の論評（および批判）への疑問からです。なお、この竹内稿のサブタイトルは「交換様式論とのかかわりで」とされていますので、ここでは「柄谷・交換様式論」の論評に限定します。竹内さんは次のように述べています。

「個体的所有とは、生産手段にたいして労働者がどのようにアクセスできるのか、その使い方の転換を占有と所有の関係から問うものであった。

ところが、柄谷は生産様式論に代えて交換様式論をもって来る。すると、生産様式論の中で語られてきた個体論は理論上の占めるべき位置を失ってしまい、代わって、商品論的社会性のなかで多数体系的な単独者概念が柄谷の中で第一義的な重要性を占めることになる」（同上67ページ）。

竹内さんが指摘するように「交換様式論をもって来る」と「生産様式論の中で語られてきた個体論は理論上の占めるべき位置を失ってしまい」ということになります。当然です。これが何故問題なのか。それは単に「理論上の占めるべき位置」を失うだけでなく、竹内さんは「これでは、コミュニズムの登場の理論的根拠は非常に脆弱となってしまう」（同上67ページ）とします。しかし私は、むしろ生産様式論では「コミュニズムの登場の理論的根拠は非常に脆弱となってしまう」から柄谷は交換様式論を展開したと捉えています。柄谷・交換様式論の意味と意図を正確に捉える必要があると思います。

竹内さんはさらに生産様式論と交換様式論の関係に言及し次のように述べます。

「生産様式論を根底におき、表面に交換様式をおくのが適切であろう。『資本主義的生産様式が支配的に行われている社会の富は、一つの「巨大な商品の集まり」として現れ』るというのは、『資本論』冒頭の文章である。これは、たんにこの生産様式が商品を生むという意味ではなく、同時に生産様式の発展が商品交換を制御することを迫るようになるという意味でもあるはずだ。生産様式論と交換様式論は重層的に配置されるべきなのである。＜個体としての個体の世界交通＞を可能にする条件が個体的所有論であるならば、それは生産様式論＝資本蓄積論と深くかかわっているからだ」（同上67～68ページ）。

この「重層的配置」とは何か。竹内さんは、「根底」に生産様式論、「表面」に交換様式論の「重層的配置」としています。下部構造と上部構造という「配置」なのでしょうか。ここから柄谷・交換様式論を竹内さんは次のように批判します。

「これにたいして柄谷の交換様式論が照らし出すのは、諸個体がもつ社会的な生産管理能力ではなく、そのときどきの交換諸様式間の『飛躍』である。『命がけの飛躍』は、単独者が登場するための不可欠の条件とされ、けっきょく、商品論的社会性が必要とされる。これは交換様式論を強調するあまり生産様式論＝資本蓄積論が軽視されたためではなかろうか。柄谷の交換様式論では人びとが互いに与えかつ受け取る際の『飛躍』が強調され、資本蓄積に対応して身につく社会管理能力の発展が見失われるのである」（同上68ページ）。

この批判（特に「資本蓄積に対応して身につく社会管理能力の発展が見失われる」）は的を得ているのでしょうか。柄谷・交換様式論を「商品論的社会性」という表現でとらえています。が、「商品論的社会性」という用語の意味が私には不明です。また柄谷はこうした用語を使っていません。柄谷の論理展開の基礎はマルクスの価値形態論です。また、資本の本質としての商人資本という捉え方です。産業資本（ $G - \langle Pm + A \rangle - G'$ ）ではありません。もちろん金融資本（ $G - G'$ ）でもありません。柄谷・交換様式論ではここが重要なのです。

(2)

では、資本の本質を商人資本においてみるとする論理を、柄谷はどのように説明しているのか。柄谷はそれを「マルクスの変遷」において説明します（柄谷行人『トランスクリティークーカントとマルクス』岩波書店、2010年、263ページ、以下ページ数のみ記載）。

まず、プルードンに対するマルクスの批判として、流通過程における「交換の不正義」を取り上げます。他方、リカードに対しては「剰余価値は生産過程における搾取から生じる」を評価し、マルクスは生産点での闘いを強調したとします。その後、「剰余価値の実現は流通過程」、この実現は資本にとって「命がけの飛躍」とであると強調し、プルードンを評価することになります。

流通過程での闘いが強調されます。剰余価値は生産過程において生じますが、それは流通過程において実現します。1850年代末からの『資本論』、そこでの価値形態論における $G - W - G'$ が一般的定式となり、「産業資本も広い意味で商人資本の一変種」（263）と柄谷は述べます。資本の本質をこの一般的定式において捉えるということです。

資本との闘いを生産過程での闘いと流通過程での闘いの結合として捉えます。さらに資本の本質を産業資本ではなく商人資本においてみることによって、マルクスは自らの価値形態論を生産様式論から交換様式論へと転回（変遷）する論理に変遷したということになります。『資本論』を交換様式論としても捉えることができます。

交換様式論への転回のためには、『資本論』での生産様式論を「自然史的立場」からの「括弧入れ」の論として位置づけることになります。マルクスはこの「括弧入れ」を行って『資本論』を書いたということの意味します。

では価値形態論からの転回（変遷）の内容とはいかなるものなのでしょうか。柄谷は「生産物を価値たらしめるのは、価値形態、いいかえれば、商品の関係体系である」（350）と言います。ここから、マルクスは価値を経験的なものとして提示しない・提示できないとします。マルクスが「価値」として見いだしたのは「抽象的・社会的労働」とであると捉えます（354）。この背景として、「世界市場なしに産業資本が存立しない」とし（395）、商人資本の範式 $G - W - G'$ を起点とし、産業資本への転回、特に労働力商品の導入を捉えます。商人資本の範式（ $G - W - G'$ ）と産業資本（ $G - \langle Pm + A \rangle - G'$ ）の範式の関係の関係を次のように柄谷は表現しています。

「産業資本における剰余価値も、流通において発生しなければならないと同時に、流通において発生してはならない」（344）。

このことの意味は、マルクスは「複数のシステムから出発し」（349）と捉え、価値体系 A と価値体系 B の差異から論理を展開します。この差異が剰余価値を生み資本に転化します。柄谷はベイリーの次の言葉を引用します。

「価値とは、同時代の諸商品間の関係である」（349）

ここが重要な論点、価値形態論の核心です。

(3)

前述のマルクスの態度変更は「マルクスは複数のシステムから出発した」ことを意味します。つまり価値体系の「間」の差異として交換形態を捉えたのです。商品の価値体系が価値形態で

あり、それは言語的なものであるとします。そして、マルクスは資本制経済の核心を商人資本の範式 $G-W-G'$ で捉えたと柄谷は主張します。

では、柄谷は「産業資本を商人資本と区別することに意を尽くすよりも、それを商人資本の一変種と見なすべきである」（383）としますが、そこでの商人資本と産業資本の相違を価値体系（価値形態）においてどのように説明しているのでしょうか。

諸商品が依存しあう価値体系を前提にし（363）、産業資本では「時間的剰余価値」（相対的剰余価値）が生じ、商人資本では「空間的剰余価値」が生じます。価値体系 A から技術革新によって価値体系 B へ展開し、価値体系間の差異が生じます。そこでは不断の技術革新によって労働力商品の価値の低下が生じ、価値体系がさらに展開し差異が生じます。これを「時間的剰余価値」と表現しています。このことを価値体系 A、B、・・・あるいはシステム A、B、・・・として表現し、その差異として「空間的剰余価値」を捉えます。前述した「生産物を価値たらしめるのは、価値形態、いいかえれば、商品の関係体系である」ということです。

ここから、柄谷は「資本は世界を文明化するためではなく、自らが存続するためにこそ技術革新を運命づけられている」（367）、また「ほとんど無益と思われるような技術の革新あるいは差異化も、資本が存続するためにこそ不可欠なのである」（367）と述べます。

そして流通過程および生産過程の「実体経済」について次のように結論づけます。

「産業資本を特徴づけるものは、技術革新による相対的剰余価値の創出であるということとは確かである。経済学者たちはグローバルな金融資本の投機が『実体経済』を離れていると警告する。しかし、彼らが忘れてるのは、『実体経済』なるものもまた『虚』によって動かされているということ、そしてそれが資本制経済なのだということである」（368～369）。

資本制経済は「虚」の経済です。「虚」の経済がグローバルな金融資本（ $G-G'$ ）の投機（さらなる「虚」）を生み出したに過ぎないのです。これが資本の変態過程です。

また相対的剰余価値生産での技術革新の意味づけが重要です。科学・技術の歴史的・社会的性格、それ自体は、これまで論じられてきました。科学・技術は、この価値体系の時系列的な変化の「間」において、その性格が論じられるべきです。相対的剰余価値生産の「手段」として科学・技術は構造化されており不可避であることを免れません。

柄谷は、「価値体系、剰余価値は眼に見えない」、また「利潤とは違って剰余価値は眼に見えない」（373）、マルクスは「価値体系が社会的労働時間を規定すると考えていた」（373）とします。投下労働から価値が生じるのですが、「社会的労働時間」（言語的形式）は超越論的仮象であり眼に見えないのです。この時間を規定する「価値体系」も眼に見えないのです。

「剰余価値」も同様です。「価値」を実体的なものと捉えないし、その必要もないということになります。

（4）

資本主義に対するトランスクリティークとは価値形態における非対称的關係への着目です。それが交換様式 D を展望する柄谷さんのトランスクリティカルな対抗戦略です。特に、価値形態、つまり関係構造の項（440）としての労働者、消費者あるいは生活者、市民を捉える点にあるのです。ここから資本の運動 $G-W-G'$ の中でのブラックボックス同士の対抗を捉えます。資本の運動は自動的に止まらない。倫理的介入のみであると柄谷は述べます。では倫理的介入とは何か。「働かないこと、買わないこと」です。だが、これでは生活ができません。このための受け皿を創る必要があるのです。また、「働かないこと」は労働力商品の揚棄のためであり、「買わないこと」は「命懸けの飛躍」に基づくものです。このことのために生産－消費協同組合（アソシエーション）が位置づきます（442）。これが柄谷さんの言う「新たなトランスナショナルなアソシエーションの運動」です。この運動は「代替通貨」（444）、「開かれた市場経済」（447）を必要とします。

それは何故か。すでに考察したように、貨幣は「すべての生産物の価値関係を調整する」(444)、また「全商品の関係体系の体系性として、すなわち、超越論的統覚 X としてある」(444)、このことによります。この「貨幣」(眼に見えるのは通貨)は超越論的統覚 X であり、「消費－生産協同組合のグローバルネットワークへ」とカント的な「転回」をするのです。ここでは「ブラックボックス同士の対抗」が静かに進行します。そこには「暴力」も「実力行使」もありません。アソシエーションистは肅々と「受け皿」(トランスナショナルなアソシエーション)に移行します(柄谷行人『ニュー・アソシエーションист宣言』作品社、2021 年参照)。

新たなトランスナショナルなアソシエーションистの運動とは消費－生産協同組合のグローバルネットワークへの展開です。また、消費－生産協同組合のグローバルネットワークは、協同組合国家および国際協同組合の構想として、すでに賀川豊彦の“*Brotherhood Economics*”(London1937)、72 年後の邦訳『友愛の政治経済学』(日本生活協同組合連合会出版部、2009 年)で示されています。

(5)

最後に、「商品論的社会性」で交換様式論を理解するのではなく(そもそも「商品論的社会性」という用語の意味が私には理解できません。また柄谷は「商品論的社会性」という用語で交換様式論を論じているわけではありません)、価値形態論として交換様式論を理解したうえで議論をすべきです。そうすれば、社会協同体化(協同組合化)が「個体的所有の再建」の実践的・市民的課題であることの議論が有意になると思います。

付記；本稿の(2)～(4)は、拙稿「生産様式から交換様式へー柄谷行人の『カントとマルクスのトランスクリティーク』の検討ー」(龍谷大学経営学論集 61 巻 2 号、2022 年 5 月)の「IV. 交換様式による総合の論理」の「2. 資本の本質としての商人資本」等に基づいて書かれています。なお、ここでの「交換様式による総合の論理」とは価値形態論における「貨幣による交換」を認識する論理です。それは「資本の変態過程の論理」です(この部分は拙稿の IV. 1. を参照していただきたい)。

(しげもと とうすい)



人間はごくフツーに「鬼畜」となるのか

宮崎 昭

いま、この原稿を書いている最中に、「イスラエル、イランに報復攻撃か」の見出しが一面に張り付いた夕刊（「朝日新聞」4月19日付）が届きました。

「イランは、シリアにある大使館攻撃への報復として、イスラエルを攻撃。これに対し、イスラエル側も報復する意向を示し、具体的な方法を検討していた」とあります。1948年イスラエル建国以前から続いている「報復」の連鎖が止まりません。連日のように報じられるのは、被害者の多くを占める女性や子どもたちの悲惨な状況です。

▼3万2千人超の死者の多くは女性や子どもだとされ、女性は死の恐怖に加え、子育てや家庭環境でも追い込まれている（「朝日新聞」3月29日付）。

▼パレスチナは男性優位の傾向が極めて強い。子育てや家事は女性が、とりわけ母親が責任を負うべきだという考え方が根強い（同上）。

▼さらにこの非道な戦争の陰で、男性による女性への家庭内暴力がひどくなっている（同上）。

多くの女性、母親が差別の複合的なインターセクショナル리티の深刻な状況にあります。一方、子どもたちの身の上はどうか。

△「70年以上もイスラエルがパレスチナ人を殺してきたから、ハマスはイスラエルを攻撃した。これは抵抗運動で、テロなんかじゃない」（「朝日新聞」3月24日付）。

△高学年では、暴力的な振る舞いが目立つようになった。戦争が日常の話題となり、「いつ死んだっておかしくないのに、なぜ勉強しなければならないのか」と学習意欲を失った子や、毎日、戦争のニュースを見ているせいで、暴力や戦闘にばかり関心が向いて「ガザでイスラエルと戦いたい」と願う子もいるという（同上）。

△（学校でハマスの方法も誤っていると教育されて）当初はハマ스에同情的だった子供が、「ハマスが戦争を始め、そのせいでガザは多くのものを失った」と考えるようになる傾向もあるという（同上）。

∞

イスラエルの建国は、ユダヤ人の積年の念願であったといえます。恐怖と被害者意識がベースにあって、国民のアイデンティティを形作っているとも言われています。そこで、何を差しおいても語るべきは、ナチス・ヒトラーによるホロコーストでしょう。

ところで、私が住む団地住民から、ご指名で寄贈された本がフランクル『夜と霧—ドイツ強制収容所の体験記録』（1971年）です。内容が内容だけに、久しく、30年ほど読了できずにいたそうで、実際各ページがもれなくセピア色に変色していて、そんな事情を抱えた古書です。私も

容易に読める本ではありませんでした。著者のフランクはユダヤ人であるがゆえにアウシュビッツに拉致された心理学者です。多くのユダヤ人が不幸な死を迎えた中で、奇跡的に生還した稀有の人でもあります。そんな彼が、アウシュビッツの「囚人」たちの心情を冷徹に、ときにユーモアを交えて描いています。この書の前半（7－73 頁）を占める「解説」では、客観的な非情の事実が詳細に述べられているのに対して、後半の「一心理学者の強制収容所体験」は、自ら「事実の報告というよりもむしろ一つの体験描写に重きがおかれている」（75 頁）といっています。

私がとくに注目したのは、「収容所生活への囚人の心理的反応に三つの段階」（82 頁）があると述べた件です。

第一段階は、「収容ショック」と呼ぶ、不安、驚愕、恩赦妄想が繰り返される状況です。ところが、これも「慣れ」、「慣れ得る」ものになってきます（96 頁）。いわば「異常な状況」に対応することが「正常な行動」になるわけです（99 頁）。

「第二の段階とは比較的無感動の段階」ということになります。他の囚人が繰り返し繰り返し撲られている場面を見ても、「もはや目をそらさない。無関心、無感覚になって彼は黙って眺めやるだけ」（101 頁）になるのです。フランクは、これを「必要な心の自己防衛である」（110 頁）とも説明しています。

そして遂に、第三の段階を迎えます。収容所から解放された段階の囚人たちの心理です。「誰かがわれわれの間に大きな喜びが漲っていただろうと考えるならばそれは大きな間違いであった」「この心理的な極度の緊張の後に続いたのは完全な内的弛緩であった」（197 頁）、といっています。



フランクによれば、当時の実際の光景は次のように描かれています。私は、いま目の前で起こっているかのような、強烈なリアリティをもって脳裏を刻み巡りました。

＊疲れた足取りで仲間達は収容所の門の方へよろめいて行った。——足が殆んどいうことをきかないのである、彼等はおずおずとあたりを見廻し、問いたげに相互の目を見合わせるのであった。それからかれらは収容所の門を通過して最初のおどおどした一步を踏み出すのであった。こんどは何の命令も響かず拳骨や足蹴を恐れて身を屈めることもない。おお、それどころか！今度は看視兵はわれわれの一人に煙草を差し出したのである。もちろんわれわれは彼等を看視兵としてすぐに見分けることができなかった。何故ならばもはや彼等はその間に急いで普通の市民の服装をしてしまったからである。ゆっくりと人々は出口の道を出て行った。すでに一人は足が痛み歩けなくなりそうになった。人々はさらによろめいて行った。人々は収容所の周囲を始めて——あるいは自由人として始めて——見ようと欲したのである（197 頁）。

「煙草を差し出した」看視兵はどんな気持ちを抱いていたのだろうか。彼は加害者の側にいながら、深く傷ついた「犠牲者」でもあったのではないか、そう思いました。フランクは、「この地上には二つの人間の種族」つまり「善意の人間」と「そうでない人間」が入り混じった「種族」がいて、「看視兵」の中には若干の善意の人間もいたのである」（196 頁）と述べ、さらに「あらゆる人間存在を通じ善と悪とを分かち亀裂は人間の最も深い所まで達し、収容所が示すこの深淵の中にも見ることもできたのである」という人間への慈愛に満ちた洞察を示してくれています。

思い起こせば、アーレントはイスラエルで行われた「アイヒマン裁判」を傍聴して、アイヒ

マンが極悪非道の「鬼畜」ではなく、ごくフツウの出世願望の強い小心者であったことを記録していました。フランクは「種族」という表現のなかで「善」「悪」を論じていましたが、アーレントの場合には、そう言ってよいかどうか躊躇するのですが、むしろ一個の人間のなかにこそ「善」と「悪」が入り混じっていると言っているのです。

∞

いまなお、ナチの犯罪者への追及（ナチ・ハンター）の手は緩んでいません。あのアイヒマンも、1960年に逃亡先のブエノスアイレスでイスラエルの調査機関モサドの手によって拘束（誘拐という形で）され、1961年エルサレムの裁判に至ったという経緯がありました。

「2022年6月には…ザクセンハウゼン強制収容所で看守を務めていた男性（当時101）に禁固5年の判決が、同年12月には別の強制収容所の速記係だった女性（同97）に執行猶予付き禁固2年の判決が言い渡された（「朝日新聞」3月24日付「GLOBE」第299号）」、あります。

銃殺、拷問、ガス室送りなどに直接かかわらなかった者にも厳しい判決が下されています。その収容所跡地に建てられた博物館の副館長は、その理由を次のように述べたといいます。

「彼は直接手を下していないかもしれない。しかし、収容所は多くの人間によって運営されていた。小さな任務でも、それがなければ動かない、とても複雑な組織だった」（同上）。さらに、「被害者は自分の受けた痛みを決して忘れられない。証言し、被害を認めてもらう機会が必要です。そして、ここで何があったかを伝えなければならない」（同上）。

そうであれば、ガザをはじめとするパレスチナへのジェノサイドを行っているユダヤ人は、自らのアイデンティティを見つめ直してもらいたいと思わざるをえないのです。ナチスの非道な行為を歴史的な教訓として受け止めてほしいのです。しかし、イスラエルの現状はそうならない仕組みになっています。

「イスラエルの10代の若者は、学校の授業の一環でホロコースト（ユダヤ人大虐殺）の史跡を見学し、その直後に徴兵されることが一般的だ。その影響で、軍は悲劇が繰り返されないよう自分たちを守る『強い存在』だというイメージが、国民の多くを占めるユダヤ系市民に強く根付いているという」（「朝日新聞」2024年4月8日付）。

「今回のハマスの急襲は、ホロコーストと重ねられた。『悲劇』が繰り返されたことに対する衝撃が、軍事行動を過激化させる後押しになったとみられる」（同上）。

実際、ナチスと同様の、残虐な行為がイスラエル兵によって行われたと報じられています。

∞

イスラエルは公式には認めず、フェイクだと言い放ち、否定すると思われる「事例」です。

「拘束されたのは、妻や5人の子どもと、…南部へ退避する途中だった。下着まで脱がされ、手錠と目隠しをつけられた。荷物と身分証明書、現金はすべて没収。ガザ内で場所を変え、1カ月近く身柄を拘束された。

食事は一日にパン2切れほどとキュウリ半分。何度も殴られ、時には足に電気ショックを加えられた。『あらゆる侮辱の言葉を浴びせられた』

イスラエル兵からは、『ハマスか（過激派組織）イスラム国（IS）のメンバーだと告白しろ』と何度も迫られた。まったく身に覚えがなかった。

他のパレスチナ人とともにイスラエル領内の刑務所へ。看守に殴られ、左の肋骨が折れた。20日間ほど経って、突然解放されたが、理由は説明されなかった（「朝日新聞」2024年4月7日付）」。

フランクフルが報告した、収容所での囚人に対する暴虐行為の情景と瓜二つであることに驚きました。ユダヤ人も「鬼畜」になったのです。民間人同士の憎悪と利権をめぐる争いではありません。背後に「国家」を背負った戦闘行為なのです。この点は強調されてしかるべきでしょう。さらには米国がイスラエルを支援しているように、アメリカの世界戦略のなかで、ごくフツターの市民が「鬼畜」にならざるを得ない構図になっています。いわば、「お国のために」というフェティシズムの為せる業です。

ちなみに、このフェティシズムは、イスラエル軍が「世界で最も倫理的な軍隊である」と自称するところに典型的に表れています。病院やモスク（礼拝所）、学校などは攻撃しない、200m以内に子供がいれば発砲しない、という倫理基準がおかれても、身の危険を感じれば無条件に「撃つ」というのが実態です（同上）。「倫理的」であるのは国家の弁明で、無条件に撃つのが兵士の命がけの弁明です。

∞

さて、人間はなぜフツに「鬼畜」となりうるのか、その理由を何と考えたらよいのだろうか、改めて考え込んでしまいます。時間と場面を変えてみます。暉峻淑子さんの『承認をひらく 新・人権宣言』を参照します。

出発点はここにあります。

「個人であると同時に社会人である人間は、他人から承認されることを求める生き物です。他者からの承認（褒められることとは少し違う）によって、自己肯定感は自信に変わり、やる気が出て社会的な成功を収めるきっかけにもなるといわれています」（18 頁）。この承認という行為は、相互に承認しあう関係が本質であって、「民主主義の尺度」でもあるといいます（19 頁）。そこで事例として取り上げられるのが、「社会的承認から排除された人びと」の話です。そのひとつ、新宿西口バス放火事件（1980 年 8 月 19 日夜）の犯人、建設労働者 M（当時 38 歳）の場合です。

「新宿駅西口のバスターミナルで発車待ちの京王帝都バスの車内に、突然、火のついた新聞紙とバケツに入れたガソリンが投げ込まれた事件で」「死者 6 人、重軽傷者 14 人（事件翌日の新聞では死者 3 人、重軽傷者 20 人と発表されている。なお裁判の公判では重軽傷者の数は 10 人）を出した事件」で、いわゆる無差別殺人・通り魔事件の一つとされました（60 頁）。もちろん、当時のメディアは犯人に対する怒りや恨み、非難と処罰要求であふれ、いわば「鬼畜」扱いだったのです。しかし、裁判所での取り調べやメディアの追跡調査などで次第にたんなる「悪者」で済まされないことが明らかになってきます。

二歳の時に母親を失い、「語彙爆発」（語彙力を急速に高める）期を経験することなく、「自分は頭が悪い」とか「学校を出ていない」という理由で自己卑下の感情に支配されていた M でしたから、暉峻さんの解説が腑に落ちます。

通行人が泊るところを訪ねた M に、お金がない日雇いの労働者と知りながら、わざと高いところを教えたり、生きている人間を道路のゴミ同然に追い払ったり、さげすんだ警告の罵声を浴びせたり、コインロッカーから管理事務所が私物の荷物を持ち去っていたり、彼にとって自分の生を危うく支えていた自己防衛感情は、お盆休みの短時日の中で、これでもか、これでもかというように、蹂躪じゅうりんされました。そう感じたとき、彼の我慢の一線がついに切れて「バカにするな、自分にもこれだけのことはできるぞ」という自己存在の証明を前後不覚の状態で、ただ一途に社会に知らしめようとしたのが、放火事件だったのではないのでしょうか。彼は自分を消

さないために、生かしておくために「俺はここにいる、俺だってこれくらいのこと
はできるぞ」という自己存在の証を、放火によって示す行動に出たのではなかった
でしょうか（79 頁）。

暉峻さんは、この無差別殺人という悲劇が起こった背景に貧困と承認拒否（社会的排除）が
あったと見ています（94 頁）。そもそも「民主主義社会とは、個人の尊厳から出発し、個人が
生存できないような貧困や排除があつてはならない社会です。そして、それぞれの個人が平等
に社会参加して、よりましな社会をつくっていくために承認しあう社会です」（95 頁）。

社会から無視されるだけでなく、冷然と排除されることほど、自己の尊厳を破壊され、心身
の居場所を喪失させるものはありません。もちろん、この承認関係は無条件に肯定されるもの
ではありません。「市民相互のヨコの承認関係と、権力的上下のタテの承認関係」があり、と
きに入り混じっているからです。

∞

アイヒマンそしてMもまた承認欲求をもっていたのではないのでしょうか。アウシュビッツの
看視兵もガザ地区の女・子どもたちを殺戮するイスラエルの兵士もまた、タテ・ヨコの入り混じ
った承認欲求に導かれてのことだったのではないか、そう思われるのです。

国家そのものである軍隊からタテに承認され、兵士仲間から戦闘力をヨコに承認されるので
なければ、仲間や社会から冷遇され排除される危機感をもたざるをえなかった、と考えてしま
います。戦場で戦果をあげることによってしか、自己の存在を証明できなかったのです。彼が
進んで兵士となって戦場へ赴くのか、あるいは不承不承の結果であるかはともかく、そこに抗
しがたい「力」（柄谷行人）が働いてのことです。フェティシズムの「力」です。

Mもまた貧困と差別（社会的排除）によって、自己の居場所、自己の存在証明を失い、そう
であるがためにタテ・ヨコの社会的承認を求めて無差別殺人という犯罪に手を染めてしまいま
した。表現を変えるなら、社会で一人前の人間にならなければならないという社会的な価値基
準に押しつぶされたといっているかもしれません。ここでも、私はこうした価値基準が個人の
尊厳を侵食するのであれば、これもまたフェティシズムの「力」によるものと考えたいのです。
「鬼畜」が生まれるのは個人的事情というよりも、国家や社会の事情のなかにあります。

（みやざき あきら）

【参考文献】

アーレント、H. [新版 2017]（大久保和郎訳）『エルサレムのアイヒマン』みすず書房
柄谷行人[2022]『力と交換様式』岩波書店
フランクフル、V. E.（霜山徳爾訳）[1971]『夜と霧—ドイツ強制収容所の体験記録』みす
ず書房
暉峻淑子[2024]『承認をひらく 新・人権宣言』岩波書店

人称と個体／個別者

竹内 真澄

『グリム兄弟 ドイツ語辞典』はいまではオンラインで単語を閲覧できるので至極重宝である。とりあえず三人称の彼 Er を調べているのであるが、この辞典ですら、いまいち語の来歴や初使用の時期がわからない。ここで書くのは別のこと、副産物である。

オンライン版ではわからないが、1854 年版によれば、彼 Er の説明の中に次のような一文があり、どきりとさせる。

「一人称と二人称が毎回特定の個体 Individuum を指すのに対して、三人称はその性質上、次からつぎへと呼ぶことができる複数の個別者 Einzelne を指すことができる」。

言語はたえず流動している。だから、誰が、何を、どのように表現するかもまた流動する。一人称と二人称、つまり「私とあなた」の世界は、顔があり、温かみがあり、ふれあいがあり、肉体があり、特定の精神があり、声があるような、直接的な関係である。その基本形は、母が赤ん坊に母乳を授ける関係である。互いに見つめあい、原初的な交換がある。物象化されぬ交換が。だから、特定の個体がある、とドイツ語は言うのである。派生して、家族、兄弟、恋人、友人なども「私とあなた」の関係をつくる。

これにたいして、「私とあなた」の関係に入っていない者がいる。これが「彼」であった。類推して「彼女」もこの系列である。

ドイツ語の歴史の中に、代用の効かない、余人をもって替えがたい、特定の人間を個体 Individuum と呼び、ただの数字、誰でもよい、よそよそしい、「1, 2, 3」のような、代替可能な人を個別者 Einzelne と呼ぶという伝統があった。

私が何に驚いたかという、ドイツ語辞典のなかにハッキリと、個体／個別者の区別があるし、現代ではかなり消えかかっているが、それでも、この区別が完全に消滅することはないという示唆を得たからだ。2022 年の夏まではこのことがわからなかった。私は、ヘーゲルとマルクスが個体／個別者を際立って区別したことを知っていたが、それはふつうのドイツ人の言語生活のなかで例外的なことであり、せいぜいのところ学術的で、概念的なことがらにすぎないという認識をもっていた。つまり、二人の天才的な学者が、そして彼らだけが、この区別に異様な執念をもっていたにすぎないと考えていた。

しかし真実はそうではない。ヘーゲルとマルクスは、ドイツ語にもともとからある区別に依拠し、それに根ざしたのだ。しかも、ただ根ざしたのではなく、そこに新しい魂を吹き込んだのである。

なぜならば、二人にとって、将来の世界を創造する、来るべき人間は、個別者ではなく個体であるが、個体は、「私とあなた」という閉じた共同体、三人称にたいして排外的にふるまうようなそれではなく、世界史と宇宙に向かって、人間主義＝自然主義的な存在たることを取り戻すような個体として想定されるからである。

(たけうち ますみ)

自由民権運動と戦後民主主義

竹内 真澄

いま、自由民権運動のリーダーを中江兆民（1847-1901）に見立て、戦後民主主義のリーダーを丸山眞男（1914-1996）に見立ててみよう。あるいはあえて踏み込んで、後者を丸山ではなくて、不破哲三（1930-）としてよいかもしれない。

ふつうの歴史的見通しから言えば、ルソーやミルに学んで始まった自由民権運動はブルジョア民主主義的な人権観をもち、およそ人権を知らぬ当時の人々に初めて人に権利あるを教えた。そのご、高野岩三郎と鈴木安蔵が作った憲法研究会（1945 年 10 月発足）を経て、占領軍の GS が憲法草案を書いた。おおよそのところから言えば、自由民権の種は戦後民主主義（日本国憲法）において花咲いたということになっている。

しかしながら、つぶさに見れば、水準低きものから高きものへ流れ、古きものは皆新しきものへ引き継がれたわけでは、必ずしもない。かえって、古きものに高水準のものが存し、新しきものの方が低い水準にある、ということもある。

中江兆民の『選挙民めざまし』1890 を読んで、まことに 130 年後の私は目が覚めた。中江は、日本の国会はアジア初の国会でもあるがゆえに、立派な国会でなければならぬと考えた。時は、いよいよ第 1 回総選挙（1890 年 7 月 1 日）が迫り、選挙民が代議士を選ぶ直前であった。このタイミングで、兆民は論点を提起した（同年 4 月 5 日）。

「そもそも代議士とはその名の指示するごとく公等に代わりて事を議すべき者なり」（中江兆民全集 10、84 頁）。では、誰を代表とし、何をゆだねるのか。選ばれる人が適任か否かを決するためには「選挙人その人々において胸中一定の雛形無くして良好の代議士を得んとするは、目を塞いで物を探るに同じ、達磨に面会したる梁の武帝に同じ」（同 87 頁）というから、選択眼への要求は厳しい。そのうえで、選挙民は意見を代議士に無限委任するのがよいか、それとも有限委任とすべきか。ここに兆民は重大な岐路を見いだす。 長いので省略するが、兆民はかたや無限委任は、代議士の才覚、尊厳、効率をあげ、およそ内政、外交の難しい問題をいかに選挙民に求めたところで限界があろうから、合理性を持つと論じ、またかたや民主主義の原理、輿論の意義からして無限委任は筋が通らないと難点をあげる。

甲論乙駁。英仏米の両論をも手際よく紹介する。結果、英米は有限委任の実をあげるかまたは実際有限委任である、フランスは無限委任とわかる（20 世紀の趨勢については杉原泰雄氏の著作における「半代表」の分析を参照すればわかる）。だが、フランスとて、有限委任を捨てたわけではないとしてその具体例を上げている。兆民は、無限委任よりも、有限委任を好むが、それは「直接政治の本旨」という、おそらくはルソーの思想より得た直接民主主義の理念を抱いていたからであろう。

兆民の意見に対して、無知蒙昧なる民衆には無限委任が上出来で、有限委任は荷が重く、いわんや「直接政治の旨」を生かすことなど到底不可能と断じる人もいよう。そういう方々には兆民の論考の締め括りが効果的である。すなわち、「政治と言えは仰山なるも、詮じ来れば一国の世帯向きなり、活物と言えは変化測られざるも、天より降るにもあらず地より湧くにもあらず」。ゆえに、いまや選挙を目前とした日本国民に向かって兆民は言う。「政治的に言えは公ら直にアジアひと隅の民より大ブリテンの民となりたるなり」（同 122 頁）

戦後民主主義のリーダーたる丸山眞男は果たして、一度でも日本国憲法の前文における「日

本国民は、正当に選挙された国会における代表者 representatives を通じて行動」する趣旨に反論を加えたり、また限定をかけたことが一度でもあったであろうか。あるいは、不破哲三が「人民的議会主義」で、憲法第 51 条を改正すると提起したことがあったであろうか。

兆民は、事実としては無限委任となるに違いないこと、有限委任は議論すらされぬこと、まして「直接政治」の理想など、この国のどこにもないことを先刻承知であった。だが、たとえそうであっても、恢復的民主主義で進むしかないという確信において不動であった。

自由民権運動の方が先進的であり、戦後民主主義はそれ以下のものであるとは、このことである。

P. S. 兆民が「直接政治」と言ったことを、現代的に言い換えれば「直接経済」と言わねばならない。論理的に言えば、「直接経済」が確立した時「直接政治」は実現され、そのことによって消滅するのである。したがって、「直接経済」においては霞ヶ関には国会としての議事堂はもはや存在せず、保育園か養老院として使われることであろう。

(たけうち ますみ)



日高六郎氏を訪ねた日

竹内 真澄

1978年5月6日、ぼくはなにやら生活にもどかしさを感じていた。当時日高さんは東大を辞職し、京都精華短大で教えていた。それでずっと憧れの人だった日高六郎氏に会いに行った。

『戦後思想の歴史と体験』1974、『日高六良教育論集』1970、『社会学のすすめ』1968、『戦後思想の出発』1968、『近代主義』1964、『1960年5月19日』1960、E・フロム『自由からの逃走』の翻訳1951などを雑多に読んだ。実践的で、学問の役割を透視しており、並みの学者とは一味も二味も違うという印象だった。まだ『戦後思想を考える』1980は出ていなかった。

何を聞きに行ったのか、定かではない。が、当時ぼくは初期マルクスに入れ込んでおり、国家がなくなった社会について考えていた。そのこと自体を聞きたいというのではなく、日高さんがどこかで、階級国家ではない、全人民の民主主義的国家をひとつの理想像であるとしていたのを読んで、その違いはほんの紙一枚ではないだろうかなどと思い、強い引力を感じた。

じっくりひざ詰めで腹を割って話し、聞こうと思って叡電に乗り込んだ。岩倉の木野駅まで来た。そして日高研究室をノックした。なかから返事があり、笑顔で迎えてくださって、うれしかったが、そのあとがよくなかった。日高さんは面会の約束は一週間前だったから待ってたけど、君はこなかったねえという。ぼくも、なんだか間が開きすぎたような感覚だったから、じぶんの早とちりを恥じた。どうなるかと思ったら、約束があつていまから京都駅までタクシーで行くから、よければお乗りなさいというのだ。乗るしかない。

大学から京都駅までは相当遠い。いろいろ聞けるかもしれない。だが、こういうときに限ってタクシーはスイスイ飛ばす。後部座席で先生を独り占めしているというのに、ぜんぜん言いたいことをうまくいえないのである。

記憶に残っているのは、日高さんなりの国政論だった。「あのね、日本の野党は天下をとろうなんて思っていないんだよ」。戦後民主主義の論客で、革新勢力にずっと加担してきた彼のみたてだった。それを実に鮮明に憶えている。

京都駅で先生と別れたあと、ぼくはとぼとぼ歩いて三条河原町の大きい本屋まで戻り、ずっと気になっていた日高六郎『現代イデオロギー』勁草書房、1960を求めた。あれから、46年たつ。その本は、購入日の日付の書き込みとともに、ぼくの本棚にある。

(たけうち ますみ)

近況短信：ファンタジーにある「若い」

—団地タクシー奮闘記

「あなたの乗車を断りたいのですが」の巻—⑰

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは“ようやく”75歳になったキャリア6年目の老人です。

タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー(老老)相互扶助の泣き笑い報告です。

ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ100キロ近くある三輪自転車です。ヒトとモノを乗せると自身の体重もあり、かなりの重量になって、ペダルが相当重くなります。「開業」して10年以上になりました。

一度も団地タクシーを利用したことのないTさんが亡くなりました。薄いサングラスをかけ、片手にステッキ、いつも穏やかな口ぶりですが、しかし権力の横暴には極めて批判的でした。

タクシーを利用したわけでもないのに、毎月高額の寄付金を定期的に提供してくれました。お礼を言うのですが、いつもニコニコ笑うだけの人で、「運転するみなさんが頑張っているから」と語るその言葉は、いまは宝石のように思い出されます。

§

私は自治会役員もやっており、首から役職を示す「ネーム・ブルート」をぶら下げています。団地タクシーに関するだけでなく、いろいろな問い合わせやクレームがやってきます。先日は、初めから威圧的な「質問」だったのですが、「自治会の会計報告はどうなっているんだ」というものでした。相当怒っています。よく分からないまま対応した結果、ようやく分かったのは「フリーマーケット」にかなり多くの品を抛出したのに、「その後、誰からもお礼の言葉がひとつもない」という怒りのマグマでした。「そうでしたか」と得心したわけではありません。

フリーマーケットですから、本来は不要になった品々を無料で提供するか、廉価で販売するなどの場ですが、「リサイクル」ということが普通に語られるなか、いずれにせよ、提供する側も求める側もそれぞれ「喜んで」応じるものだと思っていました。ですから、このお怒りは何とも理解できませんでした。そうそう、思い出しました。最近、マスコミなどで紹介される「キレる高齢者」や「事故る老人」が、この目の前にいる御仁なのかと考え込んでしまったのです。

老年精神医学の専門家は「加齢による脳の老化」、とくに前頭葉の老化によるものと指摘しています。かなり前から、“カミナリ親爺”とか“頑固ジジイ”と揶揄され敬遠されてきたものですが、高齢化社会が進んで“カミナリ”も“頑固”も「進化」いや「深化」してきたのかもしれません。

§

団地タクシーの利用者にも、それほど多くはないのですが「キレ者」がいます。ほとんどが男性です。かつては、日本経済の復興と繁栄に寄与した企業戦士としての自負心やプライドがあるのでしょうか。私がかつて経験したことですが、講師として呼ばれてお話をする機会が何回かありましたが、前列で「微笑み返し」で聞いてくれるのは、決まって女性の高齢者でした。終了後、“アメちゃん”をくれるのも、この女性たちでした。後列に陣取る男性の高齢者の中には、必ずと言っていいほど、怒ったような渋い顔で、腕組をしながら聞いている人たちがいました。後で関係者に聞いたのですが、そのほとんどの人はかつて「長」の肩書がついていた人たちだったのです。

女性の社会的地位の低さが相変わらず指摘されるのですが、会場の女性たちと接すると、複雑な心境に陥ります。日本経済社会に貢献してきた男性たちの輪郭が、急に薄れてしまうからです。表現が卑しいかもしれませんが、セミの抜け殻がミーンミーンとないているようです。

さて、話は戻ります。「キレ者」の利用者の話です。私もときには「キレ者」の網に引っかかることがあります。命令口調であったり、上から目線であったり、侮辱するような発言があったときです。考えすぎかもしれませんが、「運転手」という立場や役割を低く、下位のものとして見ているのではないか、そうとしてしか思えない状況に接したことがあります。たとえば、次のような場面です。

- タクシーに乗るという意思表示をして、乗り込んだその後、「そこで買い物するから待ってろ！」と命令口調の高齢の男性（最近、だいぶ柔らかくなりましたが）。
- 寄付の100円を手渡すのではなく、放り投げる、これまた男性。
- 到着後、いくつかある手荷物を買い物カートに移し替える際、重いレジ袋を下においていいかどうか尋ねると、「そんなことも分からんのか！」と一喝する男。
- こちらは女性でした。乗車前に、「どうして私を支えてくれないの！」とお怒りで、下車の際にはサポートするつもりで腕を支えようとしたら「何するの！私に触らないで！」と叫ばれたことがありました。80代の高齢者です。わけが分かりません。

私は、こういう局面では、同じく「キレ者」になって断固「乗車拒否」を宣言しました。と大層なことを言ってますが、過去1度あるだけです。

通常のタクシーでは、特別な事情がない限り乗車拒否はできません。「道路運送法」というものがあって、その13条で「一般旅客自動車運送事業者は、運送の引受を拒絶してはならない」と定められているのです。また、団地タクシーと似ていてそっくりなのが、「ベロタクシー」ですが、これも「道路交通法第2条」に基づく「道路交通法施行細則第1条の3」の規定による定めがあって、「理由のない」乗車拒否は許されないという解釈です。いずれも、公道を走り、料金制による営業方式を採っています。お金を払っているのだから、乗車拒否はできないという「契約関係」の成立が前提になっているからでしょう。

§

どうすればいいのか、はたと考え込みます。

※料金制ではなく、任意の寄付制とはいえ、お金のやりとりがありますから、乗車拒否はできないのではないかと？

※いやいや、双方に債権・債務関係はなく、支援・お礼の協力関係・信頼関係ですから、無礼な態度・言動があればこの関係は無くなりますので、乗車拒否しても構

わないでしょう。

※でもね、「無礼な態度」といっても、だれか証人がいるわけでもなく、あくまでも当事者双方のあいだでの狭い世界の話なので、正当性が示されないのではないですか。ただのケンカです。

※いやいや、二人のやりとりは大勢の前で行われることはまずありません。そもそも「正当性」を語る時間も場所もありません。「キレ者」である乗客は、ただただ運転手から「反撃」を喰らうだけの存在になります。

※その乗車拒否って、両者の関係を一方的に「強制終了」することになりませんか。

うーん、私が「キレ者」になっていたわけで、乗車拒否は「天に唾する行為」だったのかもしれない。大事なことは、よく話し合い、理解を深める努力をすることでした。キレる理由は、前頭葉の老化だけではないでしょう。周りに話を聞いてくれる人がいるかどうかです。その最も基本的で重要なことを、私は失念していました。最近、とみに話題となる「聞く力」の度量と社会力です。

*「団地タクシー」は、八王子市内のUR大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

つづく

(みやざき あきら)



就労支援とは

塩小路橋宅三

縁あってとある区の保護司会副会長兼就労支援部会長をやっている。ここでの就労支援とは刑期を終えて出所してくる対象者が自立できるように就職に関する支援をすることである。具体的には理解のある協力雇用主とのマッチングである。そこで就労支援とは何であるかを考えてみた。キーワードとしての「就労」と「支援」を考えていかななくてはならない。

まず「就労」であるが、これは文字通りに仕事に就くことである。雇用社会においての仕事とは雇用されることによって生活のための反対給付を受けることの確保である。「就労」という限りは労働ではないかという人もいるが、労働力を商品として売ることのみならず、地域ボランティアや創作活動という仕事も範疇に入れてもよいのではないかと考える。しかしながら、自立のためには報酬が必要なのである。非行を犯した少年に「生き長らえるためには我慢して働け」と指導することが正解なのかと思案する。職業倫理以前の問題であるが、交通事故にて刑務所に入った対象者を運転業務に就くことを止めた経緯がある。再び交通事故を起こす可能性があったからで、適性が欠如していると思えたからである。さらに、たとえやくざの親分が人格者であったとしても「立派なやくざになれ」なんていう指導は禁忌で、やくざになる適性などあり得ない。社会的参加としての職業を選ぶならば、「適職」につきたいと考えることは理に適っている。ところが職人の世界を別として、雇用されると言うことは「就職」でなくて「就社」である。拘束される時間帯は何に従事させられても文句の言えないことが当たり前のように生じている。そこでサービス残業のような犯罪まがいのことが起こっているのである。それならば「職人になれ」と言うことは簡単であるが、一人前になるまでの修行は厳しい。雇用主も晩期大成型の人間よりも即戦力を求めている。

障害者雇用についても同様のことが言える。本来、特別な枠組みを作った法定雇用率の存在自体がおかしいのである。雇用者に理解があれば一般雇用が当たり前であるが、同じ費用を使うならば生産性の上がる雇用形態となる傾向を否定できない。これでは報奨金をインセンティブとしても成果が上がらずに法定雇用率を2.7パーセントとし、納付金を課すほうが締め付けとしては正解である。しかしながら、協力雇用主となることで社会的信用度が増すことは確実である。就職活動は三回生の3月に解禁という紳士協定であるが、それなりの学生はそれ以前に青田刈りの「闇内定」していて、就活を終わってくださいと言う「オワハラ」が問題としなっている。以前は大学で学生に余計なことを教えないでほしいであったが、今では産学連携において社会人基礎力を大学で養成してほしいとなっている。明らかに大学教育に対する干渉であるが、大学は就職予備校でよいのかを問う大問題である。

大学生の場合は高校卒業時に適切な就職先が見つからなかったため、さらに見つけようとしなかったために大学生になった者も多い。就職に関しては後がなく大学卒業時に何としても就職先を見つけなくてはならないのである。そこで「私は働きたくない」と言う大学生が存在すれば、どのように説得すればよいのかである。これは出所者にも言えることであるが、本人が働きたくないならば、どのように説得し支援するのかである。そこで人間は社会を通じて生きているので、何らかの社会的参加を必要としているなどともっともらしいことを言って説得するのであるが、自分自身も働くのが嫌であった経験からは迫力に欠ける。そこでなぜ働くのが嫌になるのだろうかである。一言で言えば、面白くないからである。特に、事務系の仕事では自ら好みの仕事を創り出さないと、言われたことのみをやっていたのでは創造性ややる気が減退していく。ここでの支援とは言葉以上に困難なものとなっている。前述したように「我慢して働け」しか言えないのであろうか。

さて、次のキーワードである「支援」についてである。支援をする立場と支援される立場は機能的な違いであって上下関係ではない。する側とされる側に溝を作らない伴走型支援が理想である。これは頭で考えて口にするのは簡単であるが、対人的関係を考えれば難しいことなのである。つまり、現場サイドではボランティアとしてのジレンマが生じるのである。刑務所などの矯正施設では制度的に上下関係は存在するが、それは施設内での例外であって、社会一般においては人間は対等なはずである。指導する立場が善意のパターナリズムによって軽く考えてしまうことは許されないのである。お互いが人権を認め合わなくてはならない信頼関係である。しかしながら待ちの姿勢をいつまでも続けていたならば、状況は好転しない。たとえ話で理想に走りすぎて虫歯予防のために全ての歯を抜く行為などを肯定することは本末転倒である。同様にパターナリズムから水道水に虫歯予防のフッ素を混入させることは、何らかの事情によってすべての歯のない者にとっては何の意味を持たないことと言わざるを得ない。人間に対する支援活動とは生易しいことではないのであるが、伴走型でアウトリーチを続けていくことに対象者が応えてくれるかである。

孤独と孤立はまったく意味が違うのである。孤立とは社会的にそのようにさせておくことであって、社会的に解決されなくてはならない。平易な言葉で現わすと、何らかの組織に所属して社会的参加することである。就労支援の支援とはこのことによって人間性を回復することに尽きると考える。となると、就労とは社会的参加の一種ということになる。「働くのが嫌」という対象者に生活費を給付すれば済む問題ではない。最終的対象者が自発的に社会的参加に前向きになることである。「働くのは当たり前だ」と高圧的に対応すれば、反社会的行為に訴えることも想定内である。この最終的目的のための過程での目的と手段を組み立てなければならない。されど、そうならないのは社会が悪いと勝手な判断を導かせてはならない。社会を変えていくような社会的行動に誘導するための就労支援でもある。

社会からドロップアウトした「落ちこぼれ」とともに、就労支援では出来すぎの「浮きこぼれ」や「吹きこぼれ」にも注意する必要がある。要するに到達点は犯罪予防である。犯罪がペイしないと合理的選択をさせることで、状況的犯罪予防となると考えられる。対象者が間違った判断を仕掛けているときには、「それは現在では反社会的行為である」と強く指導しなくてはならないときもある。

(しおこうじばし たくぞう)



Drinks with the Cast

照井 日出喜

ベルリーナー・アンサンブルの企画の一つに、“Drinks with the Cast”というものがあり、劇場の熱心な観客たちの組織である“BE-Freunde”（「ベルリーナー・アンサンブルの友人たち」）の主催のもとで、その日の公演を終えた役者たちとともに、社員食堂で一献を傾けつつ懇談する、という催しである。わたし自身は「友人たち」のメンバーではないが、メンバーは誰か一人といっしょに参加できることになっており、四半世紀以来の演劇を通じての友人である方とともに、3月26日、カール・ウーヴェ・クナウスガール/ヤーナ・ロス演出《死ぬ 愛する 闘う》（注1）の舞台が終わった後のその集まりに出かけることとなった。わたし自身は、3月26日の夜はベルリン・ドイツ劇場の《毒》（ロート・ヴェケマンス/クリスティアン・シュヴォホウ演出）を観るべくチケットを確保していて、《死ぬ 愛する 闘う》はその日ではなく、翌27日の公演を観る予定だったのであるが、8時開演の《毒》の上演時間は70分で、9時半前には芝居が跳ねたため、10時過ぎ、ドイツ劇場から歩いて5～6分のベルリーナー・アンサンブルに向かうことになる。



近年のベルリーナー・アンサンブルは、有能な役者たちを次から次へと専属として採用し、質の高い舞台を創り上げることで知られており、その傾向はたしかに目ざましいばかりである。

ガブリエル・シュナイダー（1993年生）もその一人で、今シーズン（2023年秋に開始）からこの劇場に加わったばかりであるが、プレヒトの《三文オペラ》や《コーカサスの白墨の輪》、ゲオルク・ビューヒナーの《ヴォイツェク》等、すでに7本の演出に参加しており、わたし自身、彼の評価の高さについては、聞き及ぶことが多かった。



Gabriel Schneider（ガブリエル・シュナイダー）

わたし自身は、残念ながら、この催しの翌日の《死ぬ 愛する 闘う》でしか、彼の演技に接したことはないのだが（後述のように、《三文オペラ》はダブル及びトリプル・キャストで配役が組まれており、わたしが観た夜は、メッキースは彼ではなく、ニコ・ホロニクスが演じていた）、150分の舞台のほぼ100分は、主人公である彼のモノローグからなっていると言ってよく、その口跡（台詞廻し、朗誦術）の卓越さは、たしかに感嘆すべきものであった。

けっして大きな声量の持ち主ではないと思われるのだが、年々低下する一方のわたしのドイツ語能力の情けなさにも関わらず、ともかく響きが清新で鮮やかであることぐらひは感得することができた。

近年のベルリーナー・アンサンブルでは、ゲーテやシラー、クライストといったドイツの詩

人たちの古典的な作品を上演することはほぼないが、彼の演ずるゲーテのクラヴィーゴやタッソーは——もちろん、演出家がどのような意図で作品と切り結ぶかに懸かっているのではあるが——、おそらく興味深いものとなるのではないかと、密かに空想している。いずれにしても、彼がこれからこの劇場の中心的な役者の一人としてレパートリーを創り上げていくことは間違いない。



Maximilian Diehle (マクシミリアン・ディーレ)

2022/2023 年のシーズンからこの劇場の専属となった、1997 年生のマクシミリアン・ディーレは、強く張りのあるバリトンの声（とわたしには思われる）で、舞台に緊張感を漲らせる若手である。彼の演技には、この”Drinks with the Cast”に参加してくださった他の役者たち同様、わたしは翌日の《死ぬ 愛する 闘う》でしか接する機会はなく（今回は、この劇場の 12 本の演出を観たのであるが）、したがって、残念ながら、ニーノ・ハラティシュヴィリ / ナヌーク・レオポルト演出の《パイ

ドラー、炎の中で》を観ることは叶わなかった。わたしには未見の舞台であるから、もとより彼がどのような存在感を観客に向かって放射しているかは不明なのだが、パイドラーに扮するコンスタンツェ・ベッカーともども、ドラマの核心を、すなわち、そのドラマに生き、死ぬ人間の存在の強さを、表現していたに違いない。長身瘦躯の彼が演ずるシェイクスピアのリチャード三世、あるいは《オセロウ》のイアーゴー（どちらもいわゆる「悪役」であるが）を観たいものではあるが・・・



ベルリン・ドイツ劇場では、今シーズンからの芸術監督の交代に伴って、かなりの数の役者が他劇場へ移籍するか、あるいはフリーランスとなって演劇活動を持続するか、になったのであるが、わたしは、三十数名の専属役者うちの 6 名について、ドイツ劇場に残ることを切望していた——しかし、そのうちの 3 名は他劇場への移籍が決まり、それを知ったわたしは、当然、少なからず落胆したのであるが、移籍したその 3 名のなかの一人が、このカトレーン・モルゲナイヤー（1977 年生）であった。ただ、ドイツ劇場からベルリーナー・アンサンブルへは、前述のように歩いて数分の距離であり、ベルリンに行きさえすれば、公演日程が許す限り、彼女が出演する舞台に接することはできることになる（彼女が昨シーズンまで出演していたドイツ劇場のレパートリーは、いまのところすべて消えており、それゆえ、客演としてドイツ劇場に出演する機会は、おそらくはない）。

モルゲナイヤーは、ドイツ劇場における中心的な役者の一人であり、わたし自身は、ダニエラ・レフナー演出のマクシム・ゴーリキーの《夏の客》や、セルゲイ・トゥルゲーネフ原作の《父と子》、イエッテ・シュテッケル演出のルーシー・カークウッドの《天の国》（注 2）などで、彼女の演技には強烈な印象を受けていた。

——昨シーズン、あなたのドイツ劇場での最後のシーズンに観ることのできた《天の国》では、冒頭、暗く陰った舞台の奥の方で、女性たちの瞠目すべきダンスがありました。僕は、日本から前日の夜にベルリンに到着し、その次の日の公演でしたから、寝不足と時差ボケで頭が麻痺状態でしたが、あのダンスのすばらしさは、それこそ脳天に一撃を受けるほどに強烈で、一気に目が覚めたほどでした。あの時のダンスは、ダンサーと役者たちとの共同作業だったのでしょうか？

モルゲナイヤー「いえ、あの時にダンスに参加していたのは、すべて役者たちです。」

——たしかに、ドイツの役者は、演技、声楽、ダンス、さらにはなんらかの楽器演奏に長じていなければ劇場に採用されませんが、あの演出の出だしのダンスは、いまなお鮮明に記憶に残っています。

モルゲナイヤー「あの演出には、とてもすばらしい振付師の方〔ドミニカ・クナピク〕が参加しておられて、入念な稽古を経て、あの冒頭のダンス・シーンが出来上がりました。そうですね、あのダンスが終わると、私たちは観客の皆さんから盛大な拍手を受けていましたね」。



Kathleen Morgeneyer (カトレーン・モルゲナイヤー)

レフナーはドレスデン国立劇場、シュテッケルはハンプルクのタリーア劇場の、それぞれ女性の座付演出家であり、ベルリン・ドイツ劇場でも、これまで少なからず、きわめて刺激的な内容の演出を手がけてきた。たとえばこの二人と、もう一度ミヒャエル・タールハイマーのような強烈な個性を招聘して、主要な演出家のトロイカ体制のごときものを形成するとともに、才能に恵まれた若手役者たちを次々に採用することになれば、モルゲナイヤー(及び、前述の3人の移籍者のなかの若手2人)が

抜けたベルリン・ドイツ劇場の水準は、間違いなく上昇するであろう(じっさいのところ、現在のドイツ劇場は、たしかに芸術監督交代直後の、いわば端境期にあるとしても、演出にせよ若手の役者にせよ、ベルリーナー・アンサンブルには明白に水を空けられている)。



アメーリエ・ヴィルベルク(1998年生)は、シュナイダーやモルゲナイヤーと同じく、今シーズンからベルリーナー・アンサンブルの専属となった若手であるが、すでに6本の作品に出演している(ただし、わたしが3月に観ることのできたのは、他の3名の役者同様、《死ぬ、愛する、闘う》1本のみである)。

——アメーリエさんは、ブレヒトの《三文オペラ》にも出演しておられますね。

ヴィルベルク「はい。ルーシー・ブラウンです。(注3)」

——僕は、《三文オペラ》という戯曲そのものが嫌いです。ブレヒトならば、《アルトゥロ・ウイ》とか《ガリレイ》とか《屠殺場の聖ヨハナ》とかは別として、《三文オペ

ラ》には内容がありません。ソングも気に入りません。単なるドサ廻りのレビューですからね。ラスト、メッキースがじっさいに絞首刑に処せられて終わるというのであれば、権力の非情さ、残忍さが表れて、まだしも「救いがある」(!)ののですが・・・

ヴィルベルク「あの場面は『デウス・エクス・マキナ』(注4)ですね。あなたは、メッキースは処刑されて終わるべきだと・・・」

——そうです。あのけちな泥棒風情が億万長者になって終わるなどというのが、なによりも気に入りません。

ヴィルベルク「ところで、わたしも出演していますが、チェーホフの《イワーノフ》は、ご覧になりました? 日本へは、いつ、お帰りなるのでしたっけ?」

——4日です。

ヴィルベルク「あ、それでは無理ですね。《イワーノフ》は、4日と5日に予定されていますから。劇中、たくさんのテニスボールを転がすという演出は、《死ぬ 愛する 闘う》と同じヤーナ・ロスによるものです。」

——アメリエさんが、是非とも演じたく思う役はなんですか?

ヴィルベルク「そう、とくにないです・・・あ、強いて言えば、アンティゴネですね。」



Amelie Willberg (アメリエ・ヴィルベルク)

——ソフォクレスの《アンティゴネ》は、おそらく2500年ほど前に書かれた悲劇(注5)ですね。

ヴィルベルク「古い演劇と言えば、日本にも、たとえば歌舞伎がありますね。」

——歌舞伎は、いわゆる「伝統芸能」と称するもので、いわば芸能博物館です。博物館は博物館で、美しいものは美しく、べつにいいのですが、しかし演出らしきものは、200年と

か150年以來、ほぼ変わってはならず、役者の演技のいわゆる「型」に準じて演じられるのが基本ですから、みずからの時代の社会・政治状況に照応する問題意識を舞台に叩きつけるべく、演出家はその視角に沿ってテキストの解釈のために手法を自由奔放に変化させるドイツのギリシャ悲劇の上演(注6)とは、その性格が根本的に異なります。

ところで、僕は、かのフランク・カストルフ演出のケストナーの《ファビアン 悲慘な末路》を観たく思っていて、今度、ベルリンに来た理由の一つは、ほとんどこの舞台を観るためと言ってもいいほどだったのですが、残念ながら3月24日の公演は休演になりました。

ヴィルベルク「わたしも、あの公演はこれまで観ていませんでしたので、24日に観るつもりでいました。」

——当日、公演の直前になって、「病気のため休演」という張り紙が劇場のドアにしてあり、わざわざ出かけた僕は、ほんとうに落胆しました。本来ならば、急いで他の劇場や歌劇場のチケットを手配して、そちらに向かうのですが、あの日はゲストハウスでただただ呆然としていました。

ヴィルベルク「《ファビアン》は、今月は23日と24日だけの予定でしたが、23日の舞台で、

主役級の役を演ずる役者が負傷したと聞きました。演技中の事故というのは、ごくたまにですが、あり得ることです。」

——ということは、23日のチケットを入手していれば、5時間に近いこの演出を観ることはできたということですから、「一生の不覚」でした。

ヴィルベルク「ただ、今シーズンは3月の2回公演で終了、ということになっていますから、あるいは、上演は来シーズンにまで持ち越し、ということになるかも知れません。」

——カストルフの演出は、意図して観客への挑発を叩きつけるような所もあり、賛否両論が渦巻く長丁場であることが多いのですが、僕自身は、激しいブーイングが劇場を圧倒して、観客がぞろぞろ、憤然として途中で出て行く、などというスリリングこの上ない経験は、まだしたことがありません。

ヴィルベルク「ところで、『三文オペラ』はお嫌いとのことでしたが、嫌いな戯曲ならば、どうして観に行かれるのです？」

——たまには、嫌いな芝居も観なくちゃいけないでしょう？

ヴィルベルク「はい、そうですね（笑）」

アメリア・ヴィルベルク演ずるアンティゴネを観ることは、おそらくわたしには叶わぬであろう。彼女には、シェイクスピアの喜劇《から騒ぎ》のベアトリスもふさわしい役の一つではないかと、想像している……



わたしは深夜0時半頃、ベルリーナー・アンサンブルの社員食堂に別れを告げたのだが、モルゲナイヤーをはじめとする何人かは——翌日にも公演が待っているにも関わらず——なお雑談に花を咲かせ続けていた。

(注1) カール・ウーヴェ・クナウスガール (Karl Ove Knausgård、1968～) は、ノルウェーの作家。今回の演出の素材となった《我が闘争》は、6部からなる浩瀚な自伝的小説で、独訳は6冊、邦訳は、『我が闘争 父の死』(岡本健志・安藤佳子訳、早川書房、2015年)、『我が闘争2 恋する作家』(同訳、同、2018年)が出ているが、わたし自身は未見。

(注2) ルーシー・カークウッド (Lucy Kirkwood、1984～) は、イギリスの劇作家。この作品は、日本では、『ザ・ウェルキン (The Welkin)』のタイトルで、2022年、「シス・カンパニー」によって東京と大阪で上演されているが、わたし自身は未見である。邦訳は、徐賀世子訳『ザ・ウェルキン』、小鳥遊書房、2022年。

(注3) ルーシー・ブラウンは、主人公メッキースのお調子者の愛人の一人で、メッキースとは裏で繋がっていてズブズブの関係にあるロンドンの警視総監タイガー・ブラウンの娘。ガブリエル・シュナイダーの場合のメッキース同様、この劇場の《三文オペラ》の演出では、主要な役はダブルもしくはトリプル・キャストで演じられるため、わたしが観た3月29日の《三文オペラ》では、ルーシーにはラウラ・バルツァーという役者が扮していた。

(注4) 「デウス・エクス・マキナ」は、終幕、絶体絶命の状態に陥った主人公のもとに神や国王が降臨し、ハッピーエンド・エンドをでっち上げるという手法。プレヒトは、もちろん、社会の巨悪がはかならぬその悪行を重ねることによってさらに栄達の道を登ることを風刺しているのであるが。

(注5) 《アンティゴネ》は、国家の権力と個人の心情との葛藤、あるいは、権力者の制定した法に対する個人の家族への愛による反抗を軸に展開する。国家に弓を引いた亡き兄の埋葬を巡っ

て反逆者となったオイディプスの娘アンティゴネは、処刑される直前に縊死し、彼女の死ゆえに、その婚約者であり、権力者クレオンの子息であるハイモンもみずから命を断ち、その悲しみのゆえに、ハイモンの母にしてクレオンの妻であるエウリュディケも自殺して果てるという、つまりは、権力者と反抗者の双方が没落する作品である。ヘーゲルは、『精神現象学』の「精神」の章、『美学講義』における幾つかの章（とくに「詩」）、さらには、『法哲学』の「家族」の章で、アンティゴネ及びこの悲劇作品について言及しており、ヘーゲルの親友であった詩人ヘルダーリンは、この戯曲のドイツ語訳を完成させ、「アンティゴネについての注釈」を書いており、さらにブレヒトは、ヘルダーリンのドイツ語訳のテキストに誘発されて、『改作 アンティゴネ』（1948年）を残している。おそらくアンティゴネは、国家権力を批判し、それに最後まで歯向かう反逆者の原型となったのではないと思われる。アンティゴネの、その死の直前に吐かれる悲痛な哀歌――

アンティゴネ 見てください、祖国の町の市民の方々、

最後の道を 辿る私を、
太陽の 最後の光を仰ぎながら――

もう二度とは見られない日の。もう私を、

あらゆるものを休らわす冥府^{よみ}の^{あるじ}主が、

生きながら 三途の川の岸边へと

連れていくのです。

婚礼の祝いも 歌ってもらえず、

花嫁を迎える^{ことば}詞を 誰一人いう者もなく、

三途の主^{ことば}に 迎えられて。（呉茂一訳『ギリシャ悲劇Ⅱ』、ちくま文庫、1986年、190ページ。）

たしかに、オイディプス王の娘であるという、その出自からして苛酷な運命に曝され、引き裂かれ、没落するアンティゴネは、凜とした表情のヴィルベルクさんにはふさわしい役なのかも知れない。

【注6】ベルリナー・アンサンブルのレパートリーには、エウリピデスの《王女メディア》（ミヒャエル・タールハイマー演出）が含まれており、コンスタンツェ・ベッカーの演ずる、まさしく鬼気迫るメディアが観客の心を凍り付かせるのだが、3月の公演日程には入っておらず、わたしにとっての再見は叶わなかった。

【追記】わたしが芸術には縁のない国へと心ならずも出発した翌日の4月5日、ヴィルベルクさんが言っておられた《イワーノフ》の上演中、舞台の上のスプリンクラーが原因不明の誤作動を惹き起こし、凄まじい洪水が舞台と客席の前方を襲った。不幸中の幸いで、ちょうど休憩時間であったため、舞台と観客席はほぼ無人であったらしいのだが、とにかく廻り舞台の下の奈落も水びたしとなり、さらには、水をかぶった電気・照明系統の設備や、さまざまな機械類の膨大なケーブル等も点検もしくは交換しなければならず、そうした修理費用と、何日か公演の中止を余儀なくされたため、チケットの払い戻し等も必要となり、被害額はおそらく100万ユーロ（1億6000万円）を越えるのではないかと推定され、完全に原状が回復するまでには、来シーズンの初め（今年の8月末）までを要するのではないかと予測されている。サルトルの《汚れた手》やオーウェルの《1984》のような、演出上、廻り舞台が重要な役割を演ずる作品は、当面、上演が見送りとなっていて、劇場は、暫定的な公演日程の組み換えを行ないつつ、今シーズンの最後の2カ月（劇場のシーズンは、6月末か7月初めまでと思われる）を凌ごうとしている。4月5日の洪水は、劇場関係者のすべてにとって、まさしく悪夢の如き出来事であった。

（てるい ひでき）